

# 藤沢市下水道施設官民連携業務委託

## 要求水準書（参考資料）

令和 8 年 6 月

藤沢市 道路下水道部

## 特記仕様書

使用する特記仕様書については、以下に示す工事別特記仕様書一覧表の該当する特記仕様書を標準とする。

### 工事別特記仕様書一覧表

特記仕様書等名称	改築工事 (管きよ布設替 え)	改築工事 (マンホール 蓋交換)	改築工事 (取付け管 布設替え)	耐震改築工事 (管きよ更生)	耐震改築工事 (管きよ布設 替え)	耐震改築工事 (マンホール 管口)	耐震改築工事 (マンホール 浮上防止 対策)	公共ます及び 取付け管新設
工事標準仕様書	○	○	○	○	○	○	○	○
工事特記仕様書	△	△	△	△	△	△	△	△
工事写真に係わる電子納品試行に 関する特記仕様書(土木工事編)	○	○	○	○	○	○	○	○
電子媒体提出に係る特記仕様書	○	○	○	○	○	○	○	○
土壌簡易検査に係る特記仕様書	○	—	○	—	○	—	△	○
(別紙1) 土壌簡易検査及び写真 撮影の方法	○	—	○	—	○	—	△	○
(様式A) 土壌簡易検査調査	○	—	○	—	○	—	△	○
(様式1) 土砂検定調査	○	—	○	—	○	—	△	○
(様式2) 検定試験、結果証明書	○	—	○	—	○	—	△	○
(別紙2) 溶出量基準、含有量基準	○	—	○	—	○	—	△	—
建設副産物実態調査に係る 特記仕様書	○	○	○	○	○	○	○	○
環境配慮型公共工事の推進に関する 特記仕様書	○	○	○	○	○	○	○	○
局地的な大雨への安全対策に 関する仕様書	○	○	○	○	○	○	○	○
公共建設発生土処理に係る特記仕様書	○	—	○	—	○	—	△	○
(様式1) 確認届(受入地・仮置場)	○	—	○	—	○	—	△	○
(様式2) 建設発生土搬出のお知らせ	○	—	○	—	○	—	△	○
(様式3) 土壌汚染対策法等手続きの 確認フロー	○	—	○	—	○	—	△	○
(様式4) 再生資源利用促進計画の 作成に伴う確認結果票	○	—	○	—	○	—	△	○
管渠更生工特記仕様書	—	—	—	○	—	—	—	—
藤沢市情報共有システム施行要領 【土木工事】(案)	○	○	○	○	○	○	○	△
藤沢市遠隔臨場に関する施行要領(案)	△	△	△	○	△	○	○	△

凡例

○：必須、△：工事案件毎に添付、—：不要

## 工 事 標 準 仕 様 書

### 第1章 総 則

#### (施工計画書)

第1条 受注者は、工事着手に先立ち本工事の施工計画書を監督員に提出しなければならない。

第2条 受注者は、本工事における「搬入搬出路出入口・器具機械・仮設材・仮設現場事務所・資材置き場等」について施工計画書等に記載し監督員の事前確認を受けること。

#### (施工体制台帳)

第3条 受注者は、建設業法の規定に基づき作成、備え置かなければならない施工体制台帳及び施工体系図を監督員に提出しなければならない。

#### (建設業退職金共済制度の履行)

第4条 受注者は、建設業退職金共済制度の「掛金収納書（発注者用）」及び「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を工事請負契約締結後1カ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後40日以内）に、監督員に提出しなければならない。

第5条 受注者は、工事完成時に「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」、「建設業退職金共済関係提出書」及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」を監督員に提出しなければならない。

#### (他企業調整)

第6条 受注者は、本工事に影響する関連機関（消防署、上水道管理者、環境事業センター、交通事業者、電気事業者、通信事業者、ガス事業者等）への施工通知等を行い、関連機関より別途指示があつた場合はその指示に従うこと。なお、指示内容については、対応も含め監督員に書面にて報告すること。

#### (仮設計画)

第7条 本工事における土留等の仮設計画にあつては、現地の状況を十分に把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定するものとする。

#### (地下埋設物調査)

第8条 地下埋設物等については、各企業者の管理台帳及び事前調査を元に設計しているが、工事着手前に必ず調査を行い、必要に応じて試掘調査等の対応を図ること。不明管や想定外の埋設物が確認された場合は、速やかに監督員への報告、関係企業者への通知及び現場立会いを依頼し、対応について協議をすること。

第9条 受注者は、土留工を行う際は、試験掘を行い支障となる埋設物を確認しな

なければならない。台帳等により埋設物の位置が判明している場合は、重機による掘削を避け埋設管を損傷させないように人力にて確認するものとする。

(管理基準)

第10条 設計図書において、特に定めのない事項については、以下の基準（最新版）によらなければならない。

- (1) 神奈川県 土木工事共通仕様書
- (2) 神奈川県 土木工事施工管理基準書
- (3) 藤沢市 道路構造物標準図集
- (4) 藤沢市 下水道設計標準図
- (5) 下水道土木工事必携（案）

(工事看板)

第11条 受注者は、着工に際して設置する工事中標示板等の内容について、監督員の確認を受けなければならない。

(沿道及び近隣対応)

第12条 受注者は、工事着手前に監督員と協議の上、地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

第13条 受注者は、近隣への工事事前周知を徹底すると共に、工事看板を立て工事現場の説明性の向上を図るものとする。また、周知にあたっては監督員の確認を事前に受けること。

第14条 受注者は、店舗及び工場等に近接して作業する場合は、営業等の支障にならないよう配慮し、事前に調整を図った後に作業すること。

(近接工事との調整)

第15条 受注者は、本工事施工区域と隣接する場所において本工事以外の工事がある場合、相互の工事に影響を及ぼさないよう調整を図った後に作業を行うこと。また、施工区域に本工事以外の工事に伴う工事関係車両等がやむを得ず通行する場合は、その通行を妨げてはならない。

(マニフェスト)

第16条 受注者は、建設廃材を搬出する際に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、指示があった場合には、監督員に提示しなければならない。

(しゅん工書類)

第17条 受注者は、工事のしゅん工にあたり、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 施工体制台帳（下請負の注文請書の複写を添付）
- (2) 建設業退職金共済制度関係資料

- 1) 建設業退職金共済関係提出書（神奈川県様式1）
  - 2) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書（神奈川県様式2）
  - 3) 建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（神奈川県様式3）
  - 4) 建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（建退共様式第031号）
- (3) 再資源化等報告書（リサイクル法対象工事のみ）  
※工事打合せ簿にて提出する。
- (4) 土砂検定調書（赤羽根処分地への搬出が発生したとき）
  - (5) 完成図書及び出来形数量（出来形測定の結果を基にしなければならない。完成図の寸法及び数量は朱書きとする。）
  - (6) その他監督員が指示する書類

（電子媒体の提出）

第18条 受注者は、本工事に係る成果品等を電子媒体（CD-R等）で提出及び納品する場合は、「電子媒体提出に係る特記仕様書」により行わなければならない。

（コリンズ）

第19条 受注者は、工事請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センター（JACIC）に電子媒体（CD-R等）により提出するとともに、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

同センターへの提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データは、契約締結の日から10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データは、工事完成の日から10日以内とする。
- (3) 途中変更時登録（施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合）データは、変更があった日から10日以内とする。

第20条 前条における工事請負金額による登録の有無については、以下の各号によること。

- (1) 契約金額の変更により、工事請負金額が500万円以上となる場合は、しゅん工時登録のみ行う。
- (2) 契約金額の変更により、工事請負金額が500万円未満となる場合は、コリンズから削除し、しゅん工時登録は不要。
- (3) 契約金額の変更により、工事請負金額が2500万円以上となる場合は、変更前登録の削除手続き及び変更後の区分に基づいた新規の登録申請を行う。
- (4) 契約金額の変更により、工事請負金額が2500万円未満となる場合は、変更前登録の削除手続き及び変更後の区分に基づいた新規の登録申請を行う。

(建設リサイクル)

第21条 受注者は、工事請負金額が500万円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)を遵守して施工しなければならない。同法の対象となる場合は同法第12条の事前説明書を契約前に監督員に提出すること。

(建設副産物実態調査)

第22条 受注者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事は、「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に基づき調査データを提出するものとする。複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を最終請負額に読み替えるものとする。

(道路使用許可)

第23条 受注者は、必要に応じあらかじめ所轄警察署に道路使用許可を得ること。また、工事作業期間及び時間等については、道路使用許可条件を遵守すること。

(災害その他緊急対応)

第24条 工事施工中に防災無線の放送があった場合には工事を一時中断して情報収集に努めること。

(環境対策)

第25条 受注者は、藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、当該計画第5章の各取組項目を実施するよう努めること。なお、本工事で使用する資材、建設機械、工法及び目的物のグリーン購入の推進に関しては、藤沢市における公共工事に伴うグリーン購入方針によるものとする。

第26条 バックホウ(ディーゼルエンジン「エンジン出力7.5kW以上260kW以下」を搭載した建設機械に限る。)・トラクタショベル(車軸式)・ブルドーザは、排出ガス対策型建設機械とする。また、排出ガス浄化装置を装着した建設機械も、排出ガス対策型建設機械とみなす。

受注者は、次の2点を行うものとする。

- (1) 施工計画書の建設機械の使用計画等に明記し、排出ガス対策型である証明の写しを添付すること。
- (2) 施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出すること。

—以下余白—

## 第2章 工事一般

### (安全対策)

第27条 受注者は、工事施工区域（交通規制帯含む）に交通誘導警備員を適宜配置し、工事箇所一般車両及び歩行者等の第三者が接近した場合には作業を一時中止するなど、第三者の安全を確保するための安全対策を徹底しなければならない。

第28条 受注者は、工事施工中における転落・落下防止のため、防護設備等の安全施設を設けなければならない。

第29条 受注者は、夜間開放時に設置する保安誘導灯やバリケード等の保安施設について保守点検を実施し、不良箇所や不具合があった場合は直ちに是正しなければならない。

### (騒音振動対策)

第30条 受注者は、工事に伴う騒音振動の抑制を図るほか、発生期間を短縮するなど周辺環境に影響を与えないよう必要な措置を講じ、不必要な騒音振動を発生させない等の騒音振動対策を行わなければならない。

第31条 受注者は、現場で発生したコンクリート構造物等の小割が必要となった場合は、騒音振動の影響の少ない方法を検討すること。

第32条 受注者は、施工範囲と近接する場所に第三者所有の家屋及び構造物等が存在する場合は、細心の注意を払い施工管理を徹底すること。

### (舗装切断に伴う排水処理)

第33条 受注者は、舗装版等の切断作業に伴い発生する排水を吸引する等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として適正に運搬・処理しなければならない。

第34条 受注者は、舗装版等の切断時に発生する排水の収集・運搬・処分に関し、受注者と処分業者で締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを施工計画書に添付すること。また、受注者が収集運搬を委託した場合は、受注者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

### (現状復旧)

第35条 受注者は、工事の施工上支障となる土地・立木・施設等について、撤去又は損傷を与えた場合には原形同等以上に復旧しなければならない。

### (道路の汚損及び防じん対策)

第36条 受注者は、建設発生土等の運搬にて一般道路を通行する際は、土砂等の落下及び飛散が無いよう措置を講じるものとし、落下及び飛散した土砂等により路面に汚損した場合には、速やかに清掃等の対応を図ること。その他、埃等には特に配慮し、散水等の防じん対策を徹底すること。

(過積載防止)

第37条 受注者は、積載重量制限を超えて工食用資材等を積み込まない、また積み込ませないこと。また、違法改造車両等（さし枠装着車等）及び目的外使用車（産業廃棄物収集運搬車等）に土砂等を積み込まない、また積み込ませないこと。

第38条 受注者は、資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請け業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

第39条 受注者は、建設発生土等の運搬を行なう際、次の項目により管理を徹底しなければならない。なお、管理数量に満たない場合はこの限りではない。

- (1) 搬出及び搬入を行うダンプトラックの台数管理（延べ台数を含む）
- (2) 使用する全てのダンプトラックの荷重寸法計測
- (3) 10台に1回、ダンプトラックの自重計による計測
- (4) 50回に1回、(協)藤沢市建設資源リサイクルセンター等（台貫量り）にて、搬出重量の計測

(建設副産物の処分及び再利用)

第40条 建設廃材（As塊、Con塊、路盤廃材及び砂質廃材）の搬入場所及びリサイクル材（再生砕石及び再生砂）の搬出場所は、神奈川県コンクリート塊等処理指定工場とする。

第41条 建設発生土については指定処分とする。なお、赤羽根公共建設発生土受入地へ搬出する場合には、土壌検査の実施が必須となるため、別紙「土壌簡易検査に係る特記仕様書」を参照すること。

第42条 現場条件等により仮置する場合には、指定がある場合を除き、原則として自社所有地等を利用すること。利用にあたっては、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」を参照すること。

(測点杭及び境界杭)

第43条 受注者は、工事に先立ちトラバー杭・境界杭等を確認すること。また、平面図もしくは境界確定図に図示している以外の境界杭（民杭等）を発見した時や施工上支障となる場合は、必ず控え（座標管理）を取り、監督員に報告すること。なお、境界杭の復元は、座標管理にて設置すること。必要に応じて控え杭、写真等により記録し、資料を監督員に提出すること。

第44条 受注者は、官民境界に接して工事を行う場合には、施工前の状況等を写真等により記録として残し、地権者の了承を得て着手しなければならない。また、官民境界付近に構造物を施工するにあたり、民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。その他、工事施工に伴う隣接地と道路の摺り付け等については、現場管理費等で対応するものとする。

### 第3章 下水道工事

(使用材料の仕様)

第45条 管渠とマンホールの接合部及び本管と取付管の接合部については、可とう性継手を使用し接合すること。

第46条 埋戻し材として再生砂を使用する場合、受注者は平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に基づき六価クロムについて土壤汚染に係わる環境基準に適合していることを確認し、報告書を監督員に提出すること。ただし、(協)藤沢市建設資源リサイクルセンターの再生材(再生砂・再生砕石等)を使用する場合はこの限りではない。

第47条 マンホール蓋については、ステンレス製転落防止梯子付のものを使用すること。なお、藤沢市型下水道用鋳鉄製マンホール蓋、防護蓋及び台座については、藤沢市の認定を受けた工場の製品を使用すること。

(埋戻し)

第48条 受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻しをしなければならぬ。

(埋設標識)

第49条 布設する下水道管に対し、下水道設計標準図6-1を参考として明示を行うこと。

(埋戻し密度管理)

第50条 管路埋戻しは、一層あたりの仕上がり厚を20cm以下とし、作業後に不等沈下が発生しないように締固め転圧を念入りに行うこと。

第51条 下水道工事に係る埋戻し箇所の密度管理については、試験方法を「JIS A 1214 (最大粒径 $\leq$ 53 [mm]) 砂置換法」とし、規格値については最大乾燥密度の90 [%]以上とする。また、試験位置については路盤部にて行う密度管理試験位置と同位置とし、深度については試験位置における掘削深さの半分を標準とするが、詳細については監督員との協議により決定すること。

### 第4章 その他

(設計積算)

第52条 本工事の数量総括表における建設発生土の土量については、設計上の参考値とする。

第53条 建設機械の選定については、現場条件等により選定しているが、設計図書における建設機械の規格名称は積算上の条件であり、使用機械を指定するものではない。

第54条 本件における現場説明書については、説明事項が特にないことにより添付しないものとする。

第55条 本工事の設計積算及び施工にあたり、現場状況と設計内容に著しい相違がある場合について、受注者決定後に受注者と監督員とで協議を行い対応するものとする。

(工事入札の制限)

第56条 本工事施工期間中は、今後藤沢市より発注される近隣工事への入札参加が出来ない場合がある。

(その他)

第57条 受注者は、本仕様書に記述されていない事項等、疑義が生じた場合には、その都度監督員と協議を行うものとする。その際には、工事打合せ簿として書面にて提出すること。

—以下余白—

## 工 事 特 記 仕 様 書

(工期設定)

第1条 本工事は、1班体制による昼間施工を想定している。

(作業時間)

第2条 本工事における昼間施工での作業時間は9時から17時までを想定している。

(事前調査)

第3条 事前調査工実施後、調査結果を監督員に提出し、数量及び施工方法に相違が生じる場合は、変更協議を行った上で施工を行うこと。

—以下余白—

工事特記仕様書  
改築工事(管きょ布設替え)

## 工 事 特 記 仕 様 書

（工期設定）

第1条 本工事の施工については、1班体制による昼間施工を想定している。

（作業時間）

第2条 本工事における作業時間は、9時から17時までを想定している。

（建設発生土区分）

第3条 本工事における土砂は、第三種建設発生土とする。

（本管の布設）

第4条 本管について、既存の陶管を撤去しながら敷設することを想定しているが、一日の工事終了後については、残っている陶管を新設本管に接続し、近隣住民が排水できるように配慮すること。

（建設発生土処理）

第5条 受注者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求めること。

また、交付を受けた場合は、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存すること。

なお、監督員が求めた場合は提示すること。 |

—以下余白—

工事特記仕様書  
改築工事（マンホール蓋交換）

## 工 事 特 記 仕 様 書

(建設リサイクル)

第1条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) 対象工事の場合は、同法を遵守して施工しなければならない。同法の対象となる場合は同法第12条の事前説明書を契約前に監督員に提出すること。

建設リサイクル法対象  対象外

(作業時間)

第2条 本工事は、1班体制による昼間施工を想定している。時間については道路使用許可条件に従うこと。

(精算設計)

第3条 本設計は、マンホール蓋の交換に対応するため、マンホール蓋交換1箇所あたりの標準図面による設計及び概算の設計箇所が発注し、精算設計を行うことを基本とする。

標準図面については、添付図面(標準構造図)とする。

対象項目

精算設計の対象となる項目は次のとおりとする。

- (1) マンホール蓋交換数量の増減
- (2) 交通管理者との協議による交通誘導警備員の増減。
- (3) 道路管理者の指示による舗装構成及び舗装復旧工の数量の増減。
- (4) 区画線の仕様・規格及び延長の変更。
- (5) 上記以外の項目については、協議により監督員及び受注者が認めた場合。

対象としない項目

精算設計の対象としない項目は次のとおりとする。

- (1) 既設マンホール蓋の撤去から舗装仮復旧までの作業内容(数量)の変更。(ただし舗装版切断に伴う濁水処理等は除く。)
- (2) 即日復旧箇所における既設マンホール蓋の撤去から路盤工までの作業内容(数量)の変更。
- (3) 仮復旧箇所における舗装撤去・復旧面積の増減、ただし協議により監督員及び受注者が認めた場合を除く。

精算方法

本工事は精算方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は1現場完了ごとに、その都度しゅん工図・写真・数量調書等を3週間以内に監督員に提出すること。
- (2) 監督員は、受注者へすべての施工箇所の指示を行ったのち、施工内容の変更について協議を行い、この協議が整い次第、設計変更を行うものとする。

第4条 支給材料・現場発生品

- (1) 現場発生品の納入場所は、大清水浄化センター資材置場とする。
- (2) 支給材料の引渡し場所は、大清水浄化センター資材置場とする。

第5条 その他

本特記仕様書に記述されていない事項等、疑義が生じた場合は、その都度協議を行うものとする。

—以下余白—

工事特記仕様書  
改築工事（取付け管布設替え）

## 工 事 特 記 仕 様 書

(工期設定)

第1条 本工事の施工については、1班体制による昼間施工を想定している。

(作業時間)

第2条 本工事における作業時間は、道路使用許可条件に従うこと。

(建設発生土区分)

第3条 本工事における土砂は、第三種建設発生土とする。

(精算設計)

第4条 本設計は、市内に埋設されている下水道管路施設のうち、取付管およびますについて、道路陥没や詰まりの原因となり得る破損等異常が確認された際に、速やかに布設替えを行うため、1箇所あたりの標準図面による設計及び概算の設計箇所を発注し、精算設計を行うことを基本とする。

### 1. 対象項目

精算設計の対象となる項目は次のとおりとする。

- (1) 取付管布設替え（取付柵施工なし）箇所数の増減。
- (2) 取付管布設替え（取付柵施工あり）箇所数の増減。
- (3) 監督員指示による鋳鉄製防護蓋の設置費および材料費の増減。
- (4) 地下水の発生に伴う水替費用の増減。
- (5) 交通管理者との協議による交通誘導警備員の増減。
- (6) 道路管理者の指示による舗装本復旧数量の増減。
- (7) L型側溝撤去復旧数量の増減。
- (8) 区画線の仕様・規格及び延長の変更。
- (9) 上記以外の項目について、監督員及び受注者の協議によるもの。

### 2. 対象とならない項目

精算設計の対象とならない項目は次のとおりとする。

- (1) 標準平面図、標準横断面図、標準断面図における箇所当りの各数量の増減。  
(数量総括表にて付帯工に計上されている項目を除く)

## 第5条 精算方法

本工事の精算方法は次のとおりとする。

1. 受注者は1箇所完了時にその都度しゅん工図・写真・数量調書等を3週間以内に監督員に提出し、監督員と現場確認すること。
2. 監督員は、受注者へすべての施工箇所の指示を行ったのち、施工内容の変更について協議を行い、この協議が整い次第、設計変更を行うものとする。

—以下余白—

工事特記仕様書  
耐震改築工事(管きよ更生)

## 工 事 特 記 仕 様 書

(工期設定)

第1条 本工事の施工については1班体制による昼間施工を想定している。

(作業時間)

第2条 本工事における作業時間は、昼間施工での9時から17時までを想定している。

(その他)

第3条 本工事の施工にあたり、事前に行う調査の結果を速やかに監督員に報告すること。また、調査結果の対応について受注者と監督員とで協議を行い決定するものとする。

—以下余白—

工事特記仕様書  
耐震改築工事(管きょ布設替え)

## 工 事 特 記 仕 様 書

（工期設定）

第1条 本工事の施工については、1班体制による昼間施工を想定している。

（作業時間）

第2条 本工事における作業時間は、9時から17時までを想定している。

（建設発生土区分）

第3条 本工事における土砂は、第三種建設発生土とする。

（本管の布設）

第4条 本管について、既存の陶管を撤去しながら敷設することを想定しているが、一日の工事終了後については、残っている陶管を新設本管に接続し、近隣住民が排水できるように配慮すること。

（建設発生土処理）

第5条 受注者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求めること。

また、交付を受けた場合は、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存すること。

なお、監督員が求めた場合は提示すること。 |

—以下余白—

工事特記仕様書  
耐震改築工事（マンホール管口）

## 工 事 特 記 仕 様 書

### (一般事項)

第1条 本工事は「工事標準仕様書」に記載された事項のほか、本特記仕様書による。

### (適用範囲)

第2条 本特記仕様書は、既設人孔管口耐震化工事の施工に適用する。

2 本特記仕様書の記述が工事標準仕様書と重複または異なる場合は、本特記仕様書を優先する。

### (適用工法)

第3条 本工事は、既設マンホールに対して施工が可能であり、レベル1及びレベル2地震動に対する耐震性能を確保できる工法とする。

2 受注者は、(公財)日本下水道新技術機構による建設技術審査証明を得ている工法を採用するものとし、監督員の承諾を受けること。

3 受注者は、耐震計算書を監督員に提出し承諾を受けること。

### (工期設定)

第4条 本工事の県道〇〇号(※路線名)における施工については、1班体制による夜間施工を想定している。また、その他の施工については1班体制による昼間施工を想定している。

### (作業時間)

第5条 本工事における夜間施工での作業時間は、21時から5時、昼間施工での作業時間は9時から17時までを想定している。

—以下余白—

## 工事特記仕様書

### 耐震改築工事（マンホール浮上防止対策）

## 工 事 特 記 仕 様 書

### (一般事項)

第1条 本工事は「工事標準仕様書」に記載された事項のほか、本特記仕様書による。

### (適用範囲)

第2条 本特記仕様書は、既設人孔浮上防止工事の施工に適用する。

2 本特記仕様書の記述が工事標準仕様書と重複または異なる場合は、本特記仕様書を優先する。

### (適用工法)

第3条 本工事は、既設マンホールに対して施工が可能であり、地震時の液状化によるマンホール浮上を抑制できる工法とする。

2 受注者は、(公財)日本下水道新技術機構による建設技術審査証明または(公社)土木学会による技術評価を得ている工法を採用するものとし、監督員の承諾を受けること。

3 受注者は、着手後に現地調査を行い、対策予定のマンホールについて浮上検討を実施すること。

4 受注者は、調査結果を踏まえた耐震計算書を監督員に提出し承諾を受けること。

### (工期設定)

第4条 本工事の県道〇〇号(※路線名)における施工については、1班体制による夜間施工を想定している。また、その他の施工については1班体制による昼間施工を想定している。

### (作業時間)

第5条 本工事における夜間施工での作業時間は、21時から5時、昼間施工での作業時間は9時から17時までを想定している。

### (建設発生土区分)

第6条 本工事における土砂は、第三種建設発生土とする。

—以下余白—

工事特記仕様書  
公共ます及び取付け管新設工事

# 藤沢市内取付ます設置工事

## 特記仕様書

# 第 1 章 総 則

- 第 1 条 適用
1. この特記仕様書は、神奈川県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、藤沢市内取付ます設置工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
  2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
- 第 2 条 工事カルテの作成・登録
1. 工事カルテの作成・登録については、共通仕様書第1編「1-1-6 工事カルテ作成・登録」によるものとする。
  2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
  3. 受注者は、工事請負金額が500万円以上#の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）にフロッピーディスク※等により提出するとともに、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。
- 同センターへの提出期限は、次のとおりとする。
- (1) 受注時登録データは、契約締結の日から10日以内とする。
  - (2) 竣工時登録データは、工事完成の日から10日以内とする。
  - (3) 途中変更時登録（施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合）データは、変更があった日から10日以内とする。
- # 契約金額の変更により、工事請負金額が500万円未満となる場合は、コリンズから削除する。（※JACICによる代行入力サービス制度あり。）  
契約金額の変更により、工事請負金額が2500万円以上となる場合は、変更前登録の削除手続き及び変更後の区分に基づいた新規の登録申請を行う。  
契約金額の変更により、工事請負金額が2500万円未満となる場合は、変更前登録の削除手続き及び変更後の区分に基づいた新規の登録申請を行う。
- 第 3 条 施工体制台帳
- 受注者は、当該工事の一部を下請負に付する場合は、建設業法の規定に基づき作成・備え置かなければならない施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知書の写しを監督職員に提出すること。
- 第 4 条 建設業退職金共済制度の履行について
- 受注者は、建設業退職金制度の「掛金収納書（発注者用）」及び「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を工事請負契約締結後1カ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後40日以内）に、監督職員に提出しなければならない。
- 受注者は、工事完成時に「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」、「建設業退職金共済関係提出書」及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」を監督職員に提出しなければならない。
- 第 5 条 不具合等発生時の措置
- 受注者は、工事施工途中に工事的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通報しなければならない。
- 第 6 条 建設副産物
1. 受注者は、産業廃棄物が搬出する場合は、産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提出しなければならない。

2. 受注者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事（小規模工事等は除く）は、建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。
3. 受注者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象工事である場合は、同法を遵守して施工すること。

□建設リサイクル法対象      ■対象外

第 7 条

電子媒体の提出

電子媒体（フロッピーディスク等）の提出をする際、事前に必ずウイルス対策ソフト（どこのメーカーでも可）にて提出用媒体のウイルス感染の有無についてチェックした上で提出すること。なお、ウイルス対策ソフトのパターンファイルは検索前の最新のものにアップデートしていることを確認すること。媒体提出時に、ウイルス対策ソフト名、検索エンジン番号、パターンファイル番号、パターンアップデート日時、ウイルス検索日時を記載したものを併せて提出すること。

〈 参 考 〉

ウイルス対策ソフト名	
検索エンジン番号	
パターンファイル番号	
パターンアップデート日時	年      月      日
ウイルス検索日時	年      月      日

第 8 条

施工計画書

受注者は、施工方法、詳細な工程、施工時間、車両及び歩行者の交通規制、その他必要とされる事項等の施行計画を十分に検討し、工事着手前までに施工計画書を監督員へ提出すること。

第 9 条

施工管理

1. 受注者は、神奈川県県土整備局が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録、証明書等について、完成検査時に監督員に提出しなければならない。
3. 施工に際しては、日本下水道協会発行の「下水道土木工事必携（案）」を参照するものとする。
4. 本工事の構造物については、「藤沢市下水道設計標準図」「藤沢市道路構造物標準図集」によるものとする。ただし、設計図書により指定がされている場合はこの限りではない。

第 10 条

工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、安全対策について十分に留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
  - (1) 架空線等損傷事故の防止
  - (2) 地下埋設物の損傷事故の防止
  - (3) 第三者の負傷及び第三者車両等に対する損害事故の防止
  - (4) 建設機械の稼働に関連した人身事故の防止
  - (5) 足場・法面等からの墜落事故の防止

2. 受注者は事前に安全計画を策定し、施工箇所、交通制限箇所、その他必要な箇所に交通誘導警備員を配置し、事故の誘発を防ぎ、通過交通、歩行者及び作業員の安全確保を図ること。
3. 受注者は、本工事着手に先立ち近接する地下埋設物や架空線等の事前調査を徹底すること。必要に応じて試掘調査等の対処をすること。また支障となる場合は事前に必要な措置を図り損害を及ぼさないよう管理すること。

第 11 条 隣接施設等への対策

1. 受注者は、本工事着手に先立ち工事の詳細な日程、施工時間、車両及び歩行者の交通規制等、その他必要とされる事項を事前に地元住民へ通知すること。また、周知文書については監督員と協議すること。
2. 受注者は、本工事着手に先立ち近接する家屋及び構造物等について事前調査を十分に行い、状況を把握しておくこと。また、必要に応じて写真等で従前の状況を記録しておくこと。
3. 労働基準法等諸法令を遵守し災害の防止に努め、万一事故発生の際は、受注者の責任において迅速に措置すること。
4. 近隣住民の歩行・車両等の通過を妨げないように作業を行うこと。

第 12 条 関係諸官庁・関係企業との調整

1. 関係法令及び他官庁への監督指導に基づく諸届けを提出し、施工を行うこと。
2. 現場の作業時間は道路使用許可書に記載された時間帯とする。また、作業員の休日確保に努めるものとする。
3. 施工箇所付近にて埋設管付近を掘削する際には、各関係企業と調整をして作業を行うこと。また埋設管等関連企業の埋設管を損傷してしまった場合は、各関係企業及び監督員に迅速に連絡をとると共に、安全に配慮して復旧を行うこと。

第 13 条 環境対策

1. 受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 施工箇所付近は住宅の密集した地域である。騒音・振動に配慮した建設機械を選定し、アイドリングストップを励行し作業を行うこと。
3. 本工事は、本仕様書によるほか各種関連法令、規定等に基づき行うものとする。また藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第 5 章の各取り組み項目を実施するよう努めること。
4. コンクリート構造物等の破砕作業については、原則施工区域内で行わず自社管理地に搬出後行うものとし、施工区域周辺には必要以上の騒音を発しないよう措置を講ずること。また作業を行う際は、防塵および粉塵の飛散対策を行うこと。
5. 舗装版等の切断作業に伴い発生する排水については、吸引する等により回収すること。回収された排水は、産業廃棄物の汚泥として適正に運搬・処理しなければならない。
6. 受注者は、施工計画書に舗装版等の切断時に発生する排水の収集・運搬・処分に関し、受注者と処分業者で締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。また、受注者が収集運搬を委託した場合は、受注者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

- 第 14 条 建設機械の使用
- バックホウ・トラクタシャベル（車軸式）・ブルドーザは、排出ガス対策型建設機械とする。また、排出ガス浄化装置を装着した建設機械も、排出ガス対策型建設機械とみなす。  
受注者（現場代理人）は、次の2点を行うものとする。  
(1) 施工計画書の建設機械の使用計画等に明記し、排出ガス対策型である証明の写しを添付すること。  
(2) 施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。  
但し、ディーゼルエンジン「エンジン出力7.5kw以上260kw以下」を搭載した建設機械に限る。
- 第 15 条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用
- 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県でのディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
  - 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、自動車検査証や八都府県市確認証明書等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
  - 受注者は、本工事関係車輛に違法行為等があり、交通管理者の取り締まりを受けた場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。
  - 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。
- 第 16 条 交通安全管理・工事現場管理
- 受注者は本工事における「作業員・作業場所・搬入路出入口・器具機械・仮設材・仮設現場事務所・資機材置き場等」については、本工事専用とすること。
  - 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
  - さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
  - 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
  - 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
  - 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 第 17 条 工事測量等
- 受注者は、工事着手前に道路境界確定図により、トラバー杭、境界杭等確認のうえ施工し、工事施工後復元できるよう管理すること。また、復元完了後道路管理課の検査を受けること。

## 第 2 章 一 般 施 工

- 第 1 条 作業土工（床掘り・埋戻し）
- 構造物の埋戻し材は、再生クラッシャーラン(RC-40)とし、発生する土砂は赤羽根公共建設発生土受入地(茅ヶ崎市赤羽根4021-1外)に搬出するものとする。

2. 埋戻し作業については一層あたりの仕上がり厚を20cm以下とし、作業後に沈下等が発生しないように転圧等の締固め作業を念入りに行うこと。また、管上10cmまでは砂埋戻しとする。  
なお、道路管理者から指導があった場合は監督員にその旨を報告し、その指示に従うこと。
3. 赤羽根公共建設発生土受入地に搬出する建設発生土は、別紙「土壌簡易検査に係る特記仕様書」に準拠し、土壌簡易検査を行うものとする。
4. 本工事の数量調書における建設発生土の土量については設計上の参考値とする。

第 2 条

区画線工

受注者は、溶融式、仮区画線の施工に先立ち、施工箇所、施工方法、施工種類について監督員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも協議を行い、交通渋滞、車両事故等をきたすことのないように施工しなければならない。

第 3 条

一般舗装工

受注者は、材料の試料及び試験結果、試験成績表、品質証明書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。しかし小規模工事（総使用量70t未満あるいは施工面積300m<sup>2</sup>未満）においては、使用実績に応じ材料の試験成績表の提出によって、試料及び試験結果の提出に代えることが出来るものとする。試験成績表に代えることが出来る材料は共通仕様書によるものとする。

第 4 条

水替工

1. 受注者は、ポンプ排水を行うに当たり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きないことを検討するとともに、湧水や雨水の流入水量を十分に排水しなければならない。
2. 受注者は、湧水や雨水の流入により法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。
3. 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。
4. 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りに除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

第 5 条

仮設工

1. 本工事の土留工に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分に把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。
2. 受注者は、土留工を行う際は、支障となる埋設物の確認のため、試験堀を行い、埋設物を確認しなければならない。埋設管付近は重機作業は行わず、埋設管を損傷させないように人力にて確認していくこと。
3. 受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。
4. 受注者は、土留め材を引き抜いた後、引き抜き部の空隙から道路復旧部の不等沈下を起こさないように、地山と埋戻しの接点部の処理を適切に行うこと。

第 6 条

手摺先行型枠組足場

枠組足場の設置を必要とする場合は、「手摺先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとする。

## 第 3 章 管 渠 工

- 第 1 条 使用材料の仕様
1. 管路とマンホールの接合部及び本管と取付管の接合部については、可とう性継手を使用し接合すること。
  2. マンホール蓋については、ステンレス製転落防止蓋付のものを使用すること。なお、藤沢市型下水道用鋳鉄製マンホール蓋、防護蓋及び台座については、平成 21 年度より製品指定仕様から性能条件仕様へ変更となったため、藤沢市の認定を受けた製造業者の製品を使用すること。
  3. 取付ますの設置にあたっては、工事着手前に『公共取付ます等設置依頼書』により設置位置を確認し、依頼書に記載されている排水設備指定工事店と詳細な位置を現地にて確認を行った後に施工すること。

## 第 4 章 そ の 他

- 第 1 条 現場巡回  
本工事は、工事の施工に関して監督員以外の者（下水道部下水道総務課長等）が現場巡回を行うことがある。なお、巡回結果等については、別途、監督員から書面にて指示等を行う場合がある。
- 第 2 条 災害対策
1. 地震発生時等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
  2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。
- 第 3 条 関連工事  
施工区域と隣接する場所において当該工事以外の工事がある場合、受注者はお互いの工事に影響を及ぼさないよう調整を図り作業を行うこと。また、施工区域に当該工事以外の工事に伴う関係車両、及び隣接住民の車両等がやむを得ず通行する場合は、その通行を妨げてはならない。また通行が出来ない場合は、事前に調整及び対策を講じること。
- 第 4 条 関連企業等との調整  
本工事に当たり、埋設管等関連企業、近隣住民、その他工事に影響を及ぼす関連会社等と工事の調整を行い、工程管理を行うこと。また提出書類等を求められた場合は、各所定の規定に則り、速やかに提出すること。
- 第 5 条 現場説明書  
本工事に係る現場説明書については、説明事項が特になくにより添付しないものとする。
- 第 6 条 本復旧のみの現場  
本復旧のみの現場については、既にます設置済であるが、関連工事と調整を行い、施工すること。
- 第 7 条 余裕工期  
本工事は、藤沢市余裕期間設定工事試行実施要領に基づく対象工事である。
- 第 8 条 その他  
本特記仕様書に記載されていない事項等、疑義が生じた場合は、その都度協議を行うものとする。また、協議は書面によるものとする。

## 第 5 章 精算設計について

- 第 1 条 精算設計  
本設計は、取付ますの設置要望に対応するため、取付管及びますの布設 1 箇所あたりの標準図面による設計及び概算の設計箇所を発注し、精算設計を行うことを基本とする。
- 第 2 条 対象項目  
精算設計の対象となる項目は次のとおりとする。
1. ますの種類（宅内用、車道用等）の変更及び設置箇所数の増減。
  2. 取付管径及びます径の変更に伴う設置費及び材料費の増減。
  3. 取付管の接続方法（人孔接続等）による変更。
  4. 地下水の発生に伴う水替費用の増減。
  5. 交通管理者との協議による交通誘導警備員の増減及び種別の変更。
  6. 道路管理者の指示による舗装構成及び面積並びに埋戻材料等の変更。
  7. 舗装本復旧の未施工に伴う舗装本復旧施工箇所数の減。
  8. 取付管の埋設深及び現場条件による土留工の有無。
  9. 区画線の仕様・規格及び延長の変更。（区画線設置の施工が積算基準と乖離があった場合に、1 日未満で完了する作業の積算基準の準用について、協議を行うことができるものとする。）
  10. 道路使用許可の申請回数が 11 回以上となった場合、11 回目以降の申請手間および申請料。（準備費にて計上）
  11. 上記以外の項目について、協議により発注者及び受注者が認めた場合。
- 第 3 条 対象とならない項目  
精算設計の対象とならない項目は次のとおりとする。
1. 取付管施工長、埋設深等に伴う設置費、材料費及び矢板施工延長の変更。
  2. 取付管施工長、埋設深及びます設置深に伴う土工の増減。
  3. 舗装撤去・復旧面積の増減、ただし協議により発注者及び受注者が認めた場合を除く。
  4. 取付管及びます施工に伴う道路付属物（車止めやガードレール等）の撤去・設置費。
- 第 4 条 精算方法  
本工事の精算方法は次のとおりとする。
1. 監督員は受注者と協議の上、「水洗便所普及促進業務及び取付ます設置調査業務委託」受注者から提出された書類等に基づき、現地及び写真にて確認し、すべての現場完了時に設計変更するものとする。
  2. 受注者は 1 現場完了時にその都度しゅん工図・写真・数量調書等を 1 週間以内に監督員に提出し、監督員と現場確認すること。
  3. 復旧範囲の精算については発注者の事前調査に基づく数量とする。
- 第 5 条 供用開始  
受注者は、監督員と現場確認した場所においては、工事契約約款第 35 条における部分供用することを承諾すること。

## 第 6 章 個人情報の取り扱いについて

- 第 1 条 基本的事項  
受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を損害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 第 2 条 秘密の保持  
受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。
- 第 3 条 取得の制限  
受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
- 第 4 条 利用及び提供の制限  
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 第 5 条 複写等の禁止  
受注者は、発注者から指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 第 6 条 資料等の返却等  
受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。
- 第 7 条 管理の確認等  
発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することが出来る。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することが出来る。
- 第 8 条 管理体制の整備  
受注者は、この契約による事務に係わる個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。
- 第 9 条 従事者への周知  
受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

以 上

対象工事（5,000万以上 2025.4.1）

## 工事写真に係わる電子納品に関する特記仕様書

土木工事編

### 第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、本工事の電子納品写真を対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

### 第2条（電子納品写真）

電子納品写真とは、工事写真の成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「藤沢市電子納品運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。書面における署名又は押印の取扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。

### 第3条（写真管理）

工事写真は、神奈川県土木工事施工管理基準の写真管理基準に示す要領及び撮影頻度で撮影し、デジタル写真管理情報基準（国土交通省）に基づいて行う。

### 第4条（電子納品写真実施における管理責任者の設置）

受注者は、電子納品の実施にあたり、電子データの作成及び管理、コンピュータウイルス対策に関する管理責任者を設置するとともに、「協議チェックシート」にその旨を記載すること。管理責任者は、電子データの管理に関する十分な知識を有する者とし、データの紛失や改ざん防止のためのバックアップやコンピュータウイルス対策を行うこと。

### 第5条（成果品の提出）

成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）に格納して2部提出する。

### 第6条（成果品の確認等）

受注者は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、「電子媒体提出に係る特記仕様書」に基づき、ウイルス対策を実施すること。また、成果品の確認検査時の検査機器等の準備については、受注者で準備するものとする。

### 第7条（その他）

受注者は、本工事を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を「協議チェックシート」に記載し、施工計画書に添付する。また、その他定めのない事項については、速やかに監督職員と協議しその事項を決定するものとする。

## 電子媒体提出に係る特記仕様書

受注者は、請負工事に係る電子データ成果品を電子媒体（C D-R等）により提出する場合は、電子媒体の提出前にウイルスチェックを行うこと。

- (1) ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを利用する。
- (2) 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。
- (3) 電子媒体の表面又は別紙電子媒体納品書に、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。
- (4) 電子媒体納品書（例）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">電 子 媒 体 納 品 書</p> <p style="margin: 10px 0;">藤 沢 市 長</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">受注者（住所） （氏名） （現場代理人氏名）</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">印</p> <p style="margin: 10px 0;">下記のとおり電子媒体を納品します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>							
工事名					契約番号		
名称	電子媒体 の 種 類	規 格	単 位	数 量	作成年月	備考	
備考							
ウイルス対策ソフト名							
ウイルス定義 （パターンファイル）						〇〇〇〇年〇〇月〇〇日版または、 パターンファイル名を記入する事。	
チェック年月日		年 月 日					

## 土壌簡易検査に係る特記仕様書

土壌汚染対策については、「土壌の汚染に係わる環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」、「土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日神奈川県条例第35号）」、及び「県土整備局工事に係る土砂検定基準（令和3年3月18日建第1209号）」に基づき実施することとしているが、茅ヶ崎市赤羽根ストックヤード、鎌倉市手広ストックヤードへ土砂を搬出する工事に関しては本特記仕様書を併せて適用する。

### 1 土壌簡易検査の対象工事

茅ヶ崎市赤羽根ストックヤード、鎌倉市手広ストックヤードへ土砂を搬出するすべての工事

### 2 土壌簡易検査の方法

- (1) 掘削面積 900 m<sup>2</sup>毎に 5 地点を測定地点として選点し、深さ 5cm から 50cm までの土壌の水素イオン濃度指数を起電式簡易土壌湿度測定器で測定する。
- (2) 上記 (1) の結果を様式 A に記入し、測定地点を記入した平面図を添付して監督員へ報告する。
- (3) その他事項については、別紙 1 を参考とする。

### 3 基準超過土砂への対応方法

- (1) 上記 2 の結果、水素イオン濃度指数の測定値が 3.5 から 8.0 の基準値を満たさない場合は、「県土整備局工事に係る土砂検定基準（令和3年3月18日建第1209号）」（以下「土砂検定基準」という。）に準拠して検定試験を実施する。  
また、検定試験の項目は土砂検定基準別紙 2 と同様とし、結果報告に係る様式は様式 2 とする。
- (2) 検定試験の結果、土砂検定基準に規定する基準値に適合しない土砂については、現場監督員、関係環境部局等と協議して適切に処理する。

### 4 その他

- (1) 土砂搬入整理券の発券申込にあたっては、以下に掲げる申請書類を一式にして受付窓口へ提出すること。
  - 土砂搬入・搬出（変更）申込書
  - 土壌簡易検査調書（様式 A）
  - 検定試験結果証明書（様式 2）（上記 3 (1) に基づく検定試験を実施した場合）
  - 土砂検定基準に基づく「土砂検定調書」（様式 1）及び添付書類（土砂検定基準に基づく検定試験を実施した場合は、検定試験結果証明書（様式 2）を含む。）

附 則

この特記仕様書は、平成 22 年 11 月 1 日より適用する。

附 則

この特記仕様書は、平成 26 年 9 月 1 日より適用する。

附 則

この特記仕様書は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和元年 6 月 1 日より適用する。

附 則

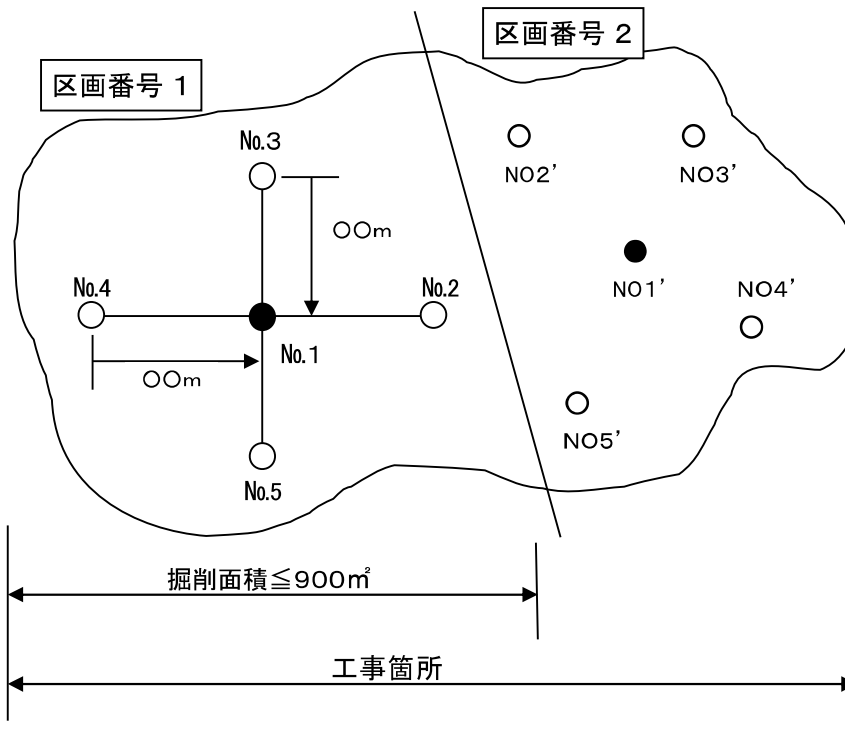
この特記仕様書は、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

# 別紙1

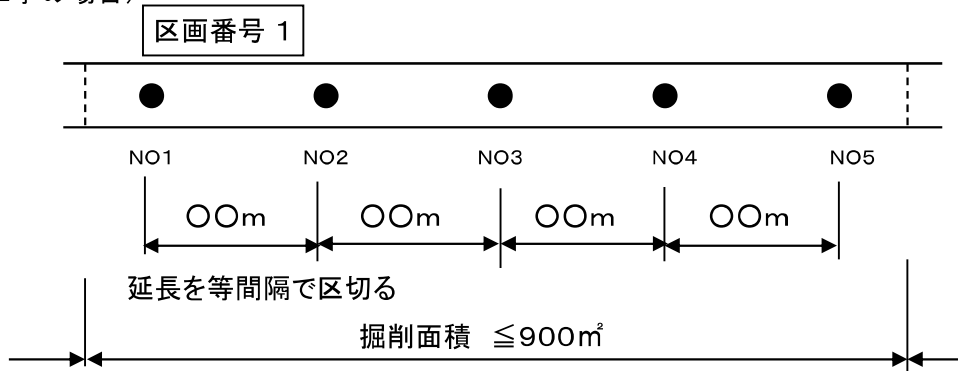
## 土壌簡易検査及び写真撮影の方法

(面的な整備の工事の場合)

※ 偏らないよう測定地点 (No.1~No.5) を選定する。



(延長が長い工事の場合)



- ① ・上図No.1~No.5で測定地点を選定し、特記仕様書2(1)に規定にする方法で土壌の水素イオン濃度指数を測定すること。
- ② ・上図測定地点にポールを立て全体を写真撮影する。  
・各測定地点で測定状況を写真撮影する。(測定地点の穴の深さが明確になるように)  
・測定器の目盛りを写真撮影をすること。
- ③ ・上記により難しい場合は、搬出土量 $900\text{m}^3$ 毎に5地点を選定し、上記のとおり測定及び写真撮影を行うこと。

## 土 壤 簡 易 検 査 調 書

年 月 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

発注機関			
工事件名			
工事箇所			
請負業者		測定者 氏名	
搬出開始予定日	令和 年 月 日	搬出予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

水素イオン濃度指数 測定結果記入表

区画番号	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
区画 1					
区画 2					
区画 3					
区画 4					
区画 5					

注) 水素イオン濃度指数の基準値は、PH=3.5~8.0とする。

上記の記載事項について、確認しました

区 分	発注機関	所属	職・氏名	電話番号
確認者(☆注)				
確認者(工事監督員)				

☆注 発注機関確認者は、工事主管課長または統括者です。

# 土砂検定調書

年 月 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 殿

発注機関			
工事件名			
工事箇所			
工事契約年月日	令和 年 月 日	搬出予定期間	令和 年 月 日
			~
			令和 年 月 日

区分	調査事項		備考
STEP1	受入地名	土 量 m <sup>3</sup>	STEP2へ
	土 質 <input type="checkbox"/> 粘性土 <input type="checkbox"/> 砂質土 <input type="checkbox"/> 礫質土 <input type="checkbox"/> 改良土		
	土壌汚染対策法 <input type="checkbox"/> 法に基づく土壌汚染状況調査の結果、基準に適合することを確認した		土壌汚染のおそれなし
STEP2	「その他土壌汚染のおそれがある土地」に係る調査		<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
			STEP7へ STEP3へ
STEP3	「河川等」から土砂を掘削して搬出する工事の判別		<input type="checkbox"/> 河川等から土砂搬出する工事でない <input type="checkbox"/> 河川等の除外規定に該当する工事である <input type="checkbox"/> 河川等から土砂搬出する工事である
			STEP4へ STEP7へ
STEP4	1,000m <sup>3</sup> 以上の土砂を掘削して搬出する工事の判別		<input type="checkbox"/> 1,000m <sup>3</sup> 以上土砂搬出する工事でない <input type="checkbox"/> 1,000m <sup>3</sup> 以上土砂搬出する工事である
			STEP5へ STEP7へ
STEP5	土地履歴調査の対象かどうかの判別		<input type="checkbox"/> 対象である <input type="checkbox"/> 河川等の除外規定に該当する <input type="checkbox"/> 現道内工事かつ搬出土量1,000m <sup>3</sup> 未満のため、『対象でない』 <input type="checkbox"/> 添付資料(必須):工事箇所の位置図
			STEP5(ア)へ 土壌汚染のおそれなし
	(ア)	調査対象地の所在地 (調査対象地の所在地を地番まで記入して下さい)	
	特定事業場名簿等DBによる土地履歴調査	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし	STEP6へ 土壌汚染のおそれなし
	添付資料(STEP5を実施した場合は必須です。)	<input type="checkbox"/> 「検索条件一覧」シート <input type="checkbox"/> 「検索結果一覧」シート(検索結果が『0件』の場合は、省略可)	
	(イ) STEP5で検索された特定事業場名	別添「検索結果一覧」シート 参照	
	(ウ) STEP5で検索された特定事業場の所在地	別添「検索結果一覧(合計)」シート 参照	
STEP6	①現行の地図による調査(必須)	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	地図上に、(ア)と(ウ)の位置を記入して添付すること
			STEP6②~⑤へ 土壌汚染のおそれなし
	②登記簿による調査	<input type="checkbox"/> 土地登記簿 <input type="checkbox"/> 法人登記簿	(ア)が(イ)に所有されていた履歴 <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し (イ)が(ア)を所有していた履歴 <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し
	③過去の航空写真による調査	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	航空写真提供機関名称 撮影年月日
	④過去の住宅地図等による調査	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	参照地図名 地図調製年月日
	⑤間取りによる確認	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	間取り対象者名
	調査結果 (①で「該当箇所あり・不明」と判定された場合、②~⑤をいずれか一つ以上調査すること)	<input type="checkbox"/> 「該当箇所あり・不明」 <input type="checkbox"/> 「該当箇所なし」	STEP7へ 土壌汚染のおそれなし
STEP7	調査対象物質	溶出量基準:全27項目 含有量基準:全9項目 その他[ ]	
	試料採取日	令和 年 月 日	調査実施日 令和 年 月 日
	調査対象面積	m <sup>2</sup>	検定試験を行う検体の数量 検体
	調査機関名		
	添付資料(すべて必須です。)	<input type="checkbox"/> 調査対象地の位置図 <input type="checkbox"/> 調査対象面積及び区画図 <input type="checkbox"/> 検定試験結果証明書(様式2) <input type="checkbox"/> 写真	
調査結果	<input type="checkbox"/> 基準超過項目あり <input type="checkbox"/> 基準超過項目なし		
備考			
調査結果	土壌汚染の調査方法	<input type="checkbox"/> 土地履歴調査等(STEP1~6) <input type="checkbox"/> 検定試験の実施(STEP7)	
	土壌汚染の判定結果	<input type="checkbox"/> 土壌汚染のおそれなし →「基準適合土砂」(搬入申し込み可能)	<input type="checkbox"/> 基準超過項目あり →「基準不適合土砂」(搬入申し込み不可) <input type="checkbox"/> 基準超過項目なし →「基準適合土砂」(搬入申し込み可能)

上記の記載事項について、確認しました。

区分	発注機関	所属	職・氏名	電話番号
確認者(☆注)				
確認者(工事監督員)				

☆注 発注機関確認者は、工事主管課長または統括者です。 41

年 月 日

# 検定試験 結果証明書

申込者 様

分析機関名  
代表者  
電話番号  
計量証明事業者の登録番号  
環境計量士

印  
印

年 月 日に依頼のあった検体について、溶出量試験については平成15年環境省告示第18号、含有量試験については平成15年環境省告示第19号に定める方法により調査した結果を以下のとおり証明します。

検体番号 ( ) 検体の総数 ( )

項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	合否	計量方法
溶出量調査	四塩化炭素	mg/l		0.002以下		JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004以下		JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1又は5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1以下		JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04以下		シス体 JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2 トランス体 JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.1
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002以下		JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.1
	ジクロロメタン	mg/l		0.02以下		JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2
	テトラクロロエチレン	mg/l		0.01以下		JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1以下		JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006以下		JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
	トリクロロエチレン	mg/l		0.01以下		JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
	ベンゼン	mg/l		0.01以下		JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2
	クロロエチレン	mg/l		0.002以下		平成9年 環告第10号 付表
	カドミウム及びその化合物	mg/l		0.003以下		JIS K 0102 55.2,55.3又は55.4
	六価クロム化合物	mg/l		0.05以下		JIS K 0102 65.2
	シアン化合物	mg/l		不検出		JIS K 0102 38又は昭和46年環告第59号付表1
	総水銀	mg/l		0.0005以下		昭和46年 環告第59号 付表2
	アルキル水銀	mg/l		不検出		昭和46年環告第59号付表3及び昭和49年環告第64号付表3
	セレン及びその化合物	mg/l		0.01以下		JIS K 0102 67.2,67.3又は67.4
	鉛及びその化合物	mg/l		0.01以下		JIS K 0102 54
	砒素及びその化合物	mg/l		0.01以下		JIS K 0102 61
ふっ素及びその化合物	mg/l		0.8以下		JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1(c) 及び昭和46年環告第59号付表7	
ほう素及びその化合物	mg/l		1以下		JIS K 0102 47.1,47.3又は47.4	
シマジン	mg/l		0.003以下		昭和46年 環告第59号 付表6第1又は第2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02以下		昭和46年 環告第59号 付表6第1又は第2	
チウラム	mg/l		0.006以下		昭和46年 環告第59号 付表5	
ポリ塩化ビフェニル	mg/l		不検出		昭和46年 環告第59号 付表4	
有機りん化合物	mg/l		不検出		昭和49年環告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうち ガスクロマトグラフ法以外(メチルジメチルは、昭和49年環告第64号付表2)	
含有量調査	カドミウム及びその化合物	mg/kg		45以下		JIS K 0102 55
	六価クロム化合物	mg/kg		250以下		JIS K 0102 65.2
	シアン化合物	mg/kg		50以下(遊離シアン)		JIS K 0102 38
	水銀及びその化合物	mg/kg		15以下		昭和46年 環告第59号 付表2
	セレン及びその化合物	mg/kg		150以下		JIS K 0102 67.2,67.3又は67.4
	鉛及びその化合物	mg/kg		150以下		JIS K 0102 54
	砒素及びその化合物	mg/kg		150以下		JIS K 0102 61
	ふっ素及びその化合物	mg/kg		4,000以下		JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1(c) 及び昭和46年環告第59号付表7
	ほう素及びその化合物	mg/kg		4,000以下		JIS K 0102 47.1,47.3又は47.4
	※以下の2項目は、搬出先が農地(田に限る)の場合のみ記載					
銅	mg/kg			125以下		昭和47年 総理府令第66号(農用地(田に限る))
砒素及びその化合物	mg/kg			15以下		昭和50年 総理府令第31号(農用地(田に限る))
検体の性状	形状		色相		臭気	無臭・ 様の臭気あり
備考	発生場所			工事名		
	請負業社名			工期		

※「合否」欄については、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合は「否」を記入してください。

## 【溶出量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及び その化合物	検液 1 Lにつきカドミウム 0.003mg以下であること	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
六価クロム化合物	検液 1 Lにつき六価クロム 0.05mg以下であること	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
クロロエチレン	検液 1 Lにつき0.002mg以下 であること	平成 9 年 3 月 環 境 庁 告 示 第 10 号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
シ マ ジ ン	検液 1 Lにつき 0.003mg以下 であること	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表6の第1又は第2に掲げる方法
シアン化合物	検液中にシアンが検出されない こと	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質環境基準告示付表1に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下 であること	水質環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
四 塩 化 炭 素	検液 1 Lにつき 0.002mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.004mg 以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1 又は 5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロ エチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロ エチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下 であること	シス体にあつては規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定める方法
1, 3-ジクロロ プロペン	検液 1 Lにつき 0.002mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1 に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下で あること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2 に定める方法

項 目	基 準	測 定 方 法
水銀及びその化合物	検液 1 L につき水銀0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	水銀にあつては水質環境基準告示付表 2 に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表 3 に掲げる方法及び昭和49 年9月環境庁告示第64 号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排出基準検定告示」という。）付表 3 に掲げる方法
セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン0.01mg 以下であること	規格K0102の67.2、67.3又は67.4 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg以下 であること	規格K0125の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
チ ウ ラ ム	検液 1 L につき 0.006mg以下 であること	水質環境基準告示付表 5 に掲げる方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg以下 であること	規格K0125の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg以下 であること	規格K0125の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg以下 であること	規格K0125の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
鉛及びその化合物	検液 1 L につき鉛0.01mg以下 であること	規格K0102の54に定める方法
砒素及びその化合物	検液 1 L につき砒素0.01mg 以下であること	規格K0102の61に定める方法
ふっ素及びその化合物	検液 1 L につきふっ素0.8mg 以下であること	規格K0102 の34.1（規格K0102 の34 の備考 1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102 の34.1.1c）（注(2)第3文及び規格K0102 の34 の備考 1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び水質環境基準告示付表 7 に掲げる方法

項 目	基 準	測 定 方 法
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2 又は 5.3.2に定める方法
ほう素及びその化合物	検液 1 Lにつき ほう素1mg以下であること	規格K0102の47.1、 47.3又は47.4に 定める方法
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと	水質環境基準告示付表 4 に掲げる方 法
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	検液中に検出されないこと	排出基準検定告示付表 1 に掲げる方 法又は規格K0102の31.1に定める方 法のうちガスクロマトグラフ法以外 のもの (メチルジメトンにあつては、 排出基準検定告示付表 2 に掲げる方 法)

【含有量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	土 壤 1 kgにつきカドミウム45mg以下であること	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法（準備操作にあつては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	土 壤 1 kgにつき六価クロム250mg以下であること	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	土 壤 1 kgにつき遊離シアン50mg以下であること	規格38 に定める方法（規格38.1 及び38の備考11 に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	土 壤 1 kgにつき水銀15mg以下であること	水質環境基準告示付表2に掲げる方法
セレン及びその化合物	土 壤 1 kgにつきセレン150mg以下であること	規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
鉛及びその化合物	土 壤 1 kgにつき鉛150mg以下であること	規格54に定める方法（準備操作にあつては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
砒素及びその化合物	土 壤 1 kgにつき砒素150mg以下であること 農用地（田に限る）においては、土 壤 1 kgにつき15mg未満であること	規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
ふっ素及びその化合物	土 壤 1 kgにつきふっ素4000mg以下であること	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c)（注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法及び水質環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素及びその化合物	土 壤 1 kgにつきほう素4000mg以下であること	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
銅	農用地（田に限る）においては、土 壤 1 kgにつき銅125mg未満であること	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法

## 建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、藤沢市が発注する土木工事に適用する。

### I. 総則

#### 1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 建設工事             | 土木建築に関する工事をいう。   |
| (2) 建設副産物            | 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。  |
| (3) 建設資材             | 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。  |
| (4) 建設資材廃棄物          | 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。   |
| (5) 建築物等             | 建築物その他の工作物をいう。   |
| (6) 解体工事             | 建築物にあつては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあつては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。  |
| (7) 新築工事等            | 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。   |
| (8) 分別解体等            | ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。<br>イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。                       |
| (9) 再資源化             | 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分(再生することを含む)に該当するもので次に掲げる行為をいう。<br>ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。<br>イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。 |
| (10) 建設発生木材等         | 建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。  |
| (11) 再生資源利用促進計画(実施)書 | 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画(実施状況)をいう。   |
| (12) 再生資源利用計画(実施)書   | 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画(実施状況)をいう。   |

## II. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 1 受注者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上(税込)の工事(小規模工事等は除く)は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	
	砕石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック(廃塩化ビニル管・継手を除く)	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト(飛散性)	
	その他の分別された廃棄物	
第一種～第四種建設発生土及び浚渫土(建設汚泥を除く)		

2 建設副産物実態調査のコブリス・プラスの作業手順は、次のとおりとし、受注者が行うものとする。

(1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ

<https://fkplus.iacic.or.jp/>

から建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)にログインする。

システムの操作方法については、「トップページ」内の「コブリス・プラスでできること(動画)」、「コブリス・プラスの使い方」ページ内の「民間企業の方へ」「■工事の受注者の方へ」(1)及び、「■受注者向け(動画)」を参照する。

- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。データ入力の際、データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (3) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式(計画)を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書(最終データに修正)に書き換える。データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (5) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式(実施)を印刷し、監督員に提出する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「データ登録済み確認書」を印刷し、修正を要するエラーが出ていないことを確認の上、監督員に提出する。

### 3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の搬出がある場合は、「公共建設発生土処理に係る特記仕様書」を参照すること。
- (2) チェック結果及び「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正する。

#### 11.レンジオーバー

(発生箇所:工事概要)

請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録。

#### 20.現場内不整合

(発生箇所:様式1土砂、様式2建設発生土)

「様式1の土砂(現場内利用量)」=「様式2の建設発生土(現場内利用量)」となるように修正登録。

(発生箇所:様式1砕石、様式2コンクリート、アスファルト・コンクリート)

「様式1の砕石(現場内利用量)」=「様式2のコンクリート、アスファルト・コンクリート(現場内利用量)」となるように単位換算をした数値で修正登録。

#### 24.リサイクル率対象外

(発生箇所:様式2コンクリート、様式2アスファルト・コンクリート)

原則として、搬出先は県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場(再資源化工場)となるため修正登録。

(発生箇所:様式2建設発生土(第一種～第四種、浚渫土))

原則として、搬出先は県指定受入地となるため修正登録。

## 環境配慮型公共工事の推進に関する特記仕様書

本特記仕様書は、環境配慮型公共工事の推進に関する事項を定めるものであり、藤沢市が発注する土木工事に適用する。

本工事の実施にあたっては、次の環境配慮の取組みについて積極的に推進すること。

1. 地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため、建設機械等のアイドリングストップに努めること。
2. 一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し資源として再利用できる物は再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。
3. 搬出する建設副産物及び利用する資材については、「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」によること。
4. 「環境物品等の調達に関する基本方針(環境省)」に定められた特定調達物品等の積極的な調達に努めること。  
詳細は、環境省のホームページを参照すること。
5. 工事現場の状況を十分把握し、自然環境の保全に努めること。
6. 建設廃棄物の発生抑制に努めること。

(適用日)

この特記仕様書は、2026年(令和8年)4月9日から適用する。

## 局地的な大雨への安全対策に関する仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は、次の項目に該当する下水道管きょ内工事等に適用する。

- (1) 既設の雨水・合流等の下水道管きょ内で、雨水が流入する管きょ内に作業員が入抗して行う工事等
- (2) マンホール、水路、柵きょ等で（1）と同様の作業環境となる工事等。

※「工事等」とは、工事以外の点検や調査、清掃を含め、雨水が流出する下水道管きょ内における作業全般を総称したものであり、具体的には、更生工法や管内修繕、管内調査、管内清掃等の作業を想定している。

### 2. 雨天時の作業中止等の検討

受注者は、次の標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定すること。

#### (1) 標準的な中止基準

次のいずれかの場合に工事等を中止する。

- ア 当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合
- イ 当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合

### 3. 気象情報等の取得体制の強化と作業中止判断への活用

気象警報、注意報のみならず、降雨状況等のリアルタイムの情報について、現場においても速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を作業中止の判断に活用すること。情報源については次に示すものを利用するほか、適宜情報源を確保すること。

#### ア 藤沢市防災気象情報

(<https://weathernews.jp/onebox/tenki/kanagawa/14205/>)

#### イ 国土交通省 防災情報提供センター

(<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)

### 4. 安全管理計画の施工計画書等への明記

作成する調査計画書等において、次の内容を安全管理計画として明記し、発注者の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。

#### (1) 現場特性の事前把握

下水道管きょ内工事等の着手前には、当該作業箇所に係る現場特性に関する資料や情報を収集・分析し、急激な増水による危険性等をあらかじめ十分に把握する。情報は次の項目を参考に可能な範囲で収集すること。

ア 下水道管きょ施設情報（平面図、縦断図、流量計算表等）

流域面積、流入系統の把握、作業箇所の上・下流域の状況把握、マンホール間距離、マンホール深、管きょの断面形状、管きょの勾配、管きょの会合、マンホールにおける落差（段差）、伏越しの有無等を把握する。

イ 地形情報

凹地形、急傾斜地の有無を把握する。

ウ 既往情報（浸水被害、既往事故、ハザードマップ、既往流量調査結果等）

作業現場の危険性を把握する。

エ その他情報

ポンプ施設、大規模排水施設、ビルピット排水の有無等を把握する。また、通常時の水位・流速についても把握する。

(2) 工事等の中止基準・再開基準の設定

ア 標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定する。退避時間が長い、退避条件が厳しい、急激な増水が予想される、気象情報が入手しにくい、夜間工事等で天候の状態がわかりにくい等の特性がある場合は、中止基準を強化する検討を行う。また、マンホール内のみの作業など退避条件が良好な場合は中止を緩和する検討も行う。

イ 工事等の再開後は、中止基準を補完する情報も活用し、的確な中止基準を設定する。気象情報、気象情報の変化、増水の予兆（水位・水勢の変化、管きょ内の風や臭いの変化、下水の色、ごみ等の流入等）。

ウ 工事等を再開する際の基準も設定する。工事等の中止基準に抵触していないこと、管きょ内水位が通常時と変わらない等。

(3) 迅速に退避するための対応

工事等に着手する前には、作業員が安全かつ迅速に退避できるよう、あらかじめ退避時の対応方策について、次の点について具体的な内容を定めておく。

ア 退避手順の設定

あらかじめ作業員が退避するルート、退避時の情報伝達方法等の退避手順を定めておく。また、実際の現場において避難訓練を実施し、退避時の対応の手順や情報伝達の確実性、退避時間等を実地検証する。

イ 安全器具等の設置

下水道管きょ内の増水に備えた安全器具等について、現場特性に応じて設置する。

ウ 情報収集と伝達方法

下水道管きょ内での作業中には、地上監視員を配置して、気象等の情報収集を行い、状況を確実に下水道管きょ内の作業員全員に伝達し、危険性の早期発見・危険回避に努める。

エ 資機材の取扱い

下水道管きょ内の資機材については、あらかじめ流出防止策を講じておくとともに、下水道管きょ内の作業員が退避する場合には、退避に支障がある資機材を存置し、作業員の退避を最優先する。

(4) 日々の安全管理の徹底

工事等の開始前には、退避時の対応方策の内容等について作業関係者全員に周知徹底を図る。

## 5. その他

安全管理計画の各項目の詳細事項の作成にあたっては、局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会が作成した「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き」を参照すること。当該手引きは、国土交通省ホームページに掲載されている。

局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会

([https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd\\_sewerage\\_tk\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000021.html))

【以下余白】

## 公共建設発生土処理に係る特記仕様書

藤沢市が発注する工事から発生する建設発生土については、下記により処理すること。

### 1. 受入場所

- ・受入地等の名称 : 赤羽処分場
- ・場 所 : 茅ヶ崎市赤羽根地内

### 2. 受入条件

- ・搬入不可日 : 原則として、日曜日、祝祭日、年末年始及び雨天日とする。
- ・搬入時間 : 原則として、9:00 ~ 17:00とする。
- ・搬入車両 : 2t、3t、4t、10t
- ・土質条件 : 第1種～第3種建設発生土

1台当り換算

車 種	積載土量 (地山)	備 考
2 t車	1.111 m <sup>3</sup>	土砂の単位体積重量 は、1.8 t/m <sup>3</sup> とし て 計算。
3 t車	1.666 m <sup>3</sup>	
4 t車	2.222 m <sup>3</sup>	
10 t車	5.277 m <sup>3</sup>	

※ 整理券発行枚数は、原則として搬入対象地山土量を使用車種別に積載土量で除し、小数点以下を切り上げた整数枚とする。ただし、現場から発生する土砂の単位体積重量が1.8t/m<sup>3</sup>と著しく異なること等により、これによりがたい場合は監督員と協議することとする。

### 3. 受注者は、自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に別紙「様式1」により確認届を提出すること。

- ### 4. (1) 受注者は、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用促進計画書(以下、計画書)及び、再生資源利用促進実施書(以下、実施書)を提出すること。
- (2) 体積が500 m<sup>3</sup>以上である建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合、受注者は監督員が記載した土壌汚染対策法等手続の確認フロー(別紙「様式3」)(以下、確認フロー)及び再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(別紙「様式4」)(以下、確認結果票)を確認し、確認結果票を作成すること。
- (3) 受注者は、計画書及び確認結果票を施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。
- (4) 受注者は、(2)で作成した内容に変更が生じた場合、速やかに計画書及び確認結果票を変更するものとし、その内容を発注者に速やかに報告すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。
- (5) 受注者は、計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- (6) 受注者は、計画書・確認結果票・確認フロー・実施書を工事完成日から5年間保存すること。
- (7) 受注者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し、受領書(別紙「参考様式」)の交付を求めるとともに、交付を受けた場合は、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存すること。
- なお、監督員が求めた場合は提示すること

### 5. 受注者は、建設発生土の搬出先への情報提供として、受入地が存する市町村に対し、別紙「様式2」を提出すること。(地山土量100m<sup>3</sup>以上を搬入する場合が対象)

# 確認届 (受入地・仮置場)

年 月 日

殿

住所  
受注者 会社名  
代表者名  
電話

契約工事名		処理方法	指定A・指定B・確認
-------	--	------	------------

私は上記工事の建設発生土 **受入地・仮置場** について、公共建設発生土処理にかかる特記仕様書記載事項に基づき、適法であることを確認しました。

		内 容	
受入地等所在地 (地番まで)		(受入地名: )	
事業等区分	・土地区画整理事業 ・砂利及び岩石採取事業 ・土地改良事業 ・開発行為 ( ) ・農地転用 ・農地一時転用 ・その他 ( ) * 該当するものに丸をつける		
	許可指令番号等	事業期間	~
事業地	管理者(社名、代表者等)		
	住所、連絡先	電話:	
その他	地権者氏名	住所:	
	地目	電話:	
地山土量、運搬距離		m <sup>3</sup> ,	km
受入料金、搬入期間		(税別) 円/m <sup>3</sup> ,	~

- 備考
- ・運搬経路図及び受入地・仮置場の行為範囲を明示した明細地図、許可証の写し、現況写真(搬入前)を添付する。
  - ・搬入完了後の監督員による現地確認状況写真を工事写真帳に添付すること。
  - ・受入料金とは、運搬費を含まない処理料金のみとする。
  - ・仮置場を利用する場合の運搬距離の記載は、仮置場の確認届には現場から仮置場までの距離、受入地の確認届には仮置場から受入地までの距離を記載する。
  - ・発注者の調査結果で不相当と判断された場合は再提出となるので、現地への搬入は決裁の確認をしてから行うこととする。

上記の確認届の内容について調査したところ以下のとおりです

年 月 日

監督員: \_\_\_\_\_

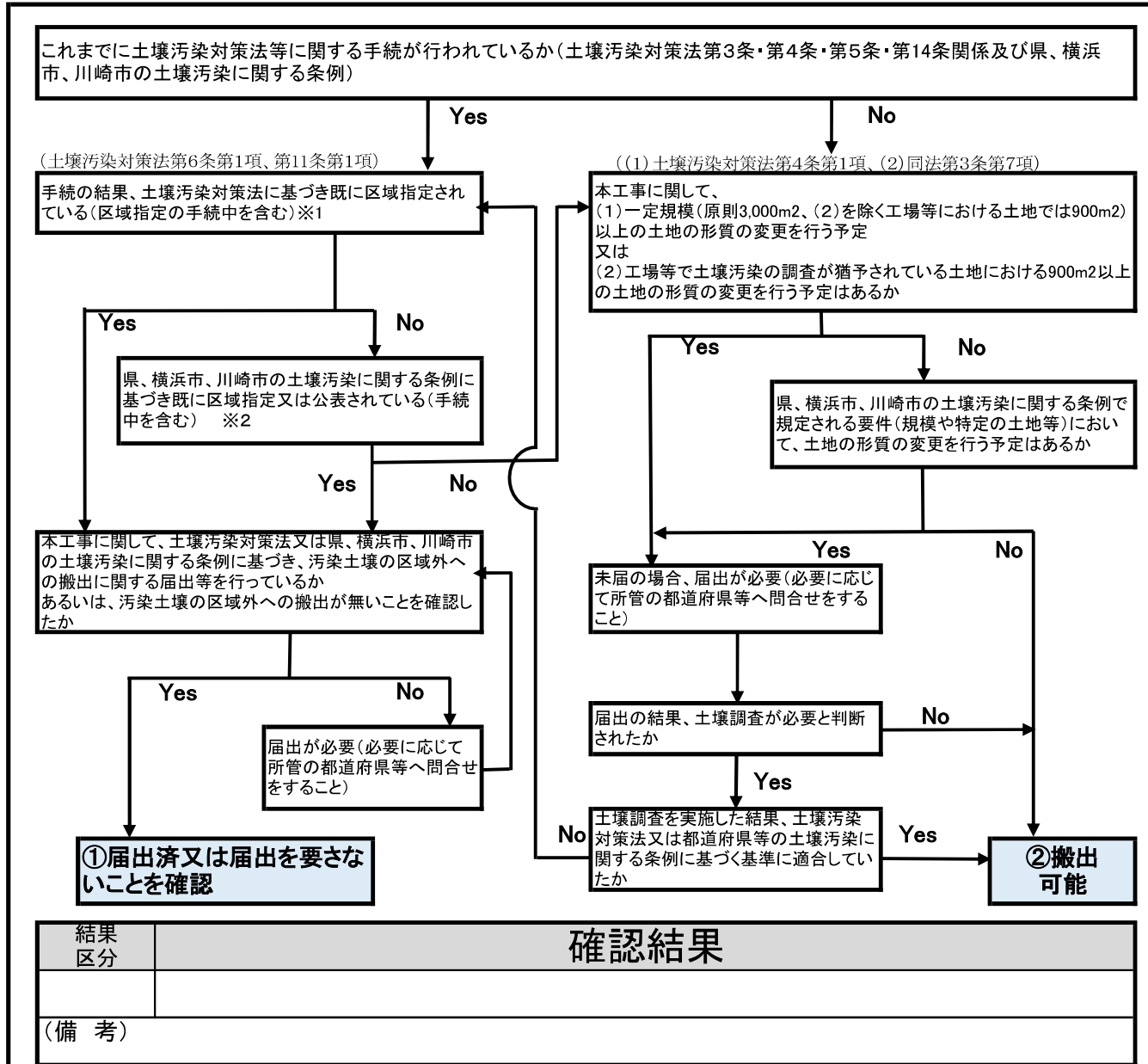
・各法令担当期間への確認結果 [ 農地法・森林法・市町村条例・その他 ( ) ]

・現地調査結果 ( 調査年月日: 年 月 日)

所長	部長	課長	課長補佐	課 員



## 土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●●●)



結果区分	確認結果
(備考)	

- 【補足事項】**
- ・ フローのうち該当する箇所(Yes又はNoの矢印)を太線にすること。
  - ・ 本フローは確認結果票とともに記録・保存すること。
  - ・ 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる。
  - ・ 結果区分が②の場合には、搬出にあたって土砂検定試験の実施など受入条件に従うこと。
  - ・ 詳細は「確認結果票作成にあたっての解説(土壌汚染対策法等の手続き確認等編)」を参照すること。  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001609955.xlsx](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001609955.xlsx)
- ※1 土壌汚染対策法に関する政令10市(横浜・川崎・相模原・横須賀・平塚・藤沢・小田原・茅ヶ崎・厚木・大和)の区域指定状況については各市HPを参照すること。
- ※2 県条例に関する権限移譲8市(相模原・横須賀・平塚・藤沢・小田原・茅ヶ崎・厚木・大和)の公表については各市HPを参照すること。それ以外は、県HPを参照すること。  
 横浜市・川崎市条例に関することについては各市HPを参照すること。
- 〈県〉神奈川県生活環境の保全等に関する条例
  - 〈横浜市〉横浜市生活環境の保全等に関する条例
  - 〈川崎市〉川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

## 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名	
元請建設工事業業者等	
作成・更新年月日	

## 土砂の搬出に係わる土壤汚染対策法等の手續確認結果

工区等	結果区分	確認結果

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

## 建設発生土の搬出先確認結果

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

- ・受注者は、本票を監督員と確認し、作成すること。

## 管渠更生工特記仕様書

### 第1節 一般事項

- 1.1 本特記仕様書は、下水道本管を複合管の製管工法・嵌合製管及び自立管の反転・形成工法により更生させる工事に適用する。  
また、本仕様書に特に定めのない事項については、工事標準仕様書、工事特記仕様書及び「管渠更生工法における設計・施工管理ガイドライン（社団法人日本下水道協会発行。以下「ガイドライン」という。）」によるものとする。
- 1.2 受注者は、本工事の特記仕様書のほか、本工事に関連する各種仕様書及び諸法令、法規を遵守しなければならない。

### 第2節 施工の条件

- 2.1 受注者は、工法を採用するにあたっては、公的審査証明機関等の審査証明を得た工法、かつ、構築方法にかかわらず現場の施工条件に適合する工法及びガイドラインで示す「要求性能」に適合する工法としなければならない。
- 2.2 受注者は、作業にあたり下水道施設に損傷を与えないよう十分に留意しなければならない。
- 2.3 受注者は、作業にあたり仮締切を必要とする場合は、施工方法を施工計画書に明記しなければならない。この仮締切は上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
- 2.4 受注者は、作業中、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じなければならない。
- 2.5 受注者は、管渠更生工事の際に発生する下水及び樹脂等の臭気に細心の注意を払い、必要に応じて臭気対策を講じなければならない。また、スチレン等の発生を基準値以下に抑えるものとする。
- 2.6 受注者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者（以下「第2種酸素欠乏危険作業主任者」という。）を選任し、マンホール内及び管渠内部での作業（以下「酸素欠乏危険作業」という。）における事故の防止に努めなければならない。また、始業前及び作業中における酸素欠乏空気、有毒ガス等を測定し、その結果を記録保存しなければならない。
- 2.7 受注者は、酸素欠乏危険作業を行う作業者が酸素欠乏危険作業の特別教育の修了者であることを確認するとともに、第2種酸素欠乏危険作業主任者の指揮に従い作業させなければならない。
- 2.8 受注者は、管渠更生工事に先立ち、既設管渠内を洗浄するとともに、既設管渠内を目視あるいはTVカメラによって調査する。  
調査項目は、既設管渠の管種、管渠口径、管路延長、管渠内損傷等状況とし、

管渠内状況から取付け管突出し処理、浸入水処理、木根等処理及びモルタル除去の必要性を判定した結果をまとめた報告書を監督員に提出する。

- 2.9 受注者は、既設管渠調査の結果、事前処理工の必要がある場合には、監督員と協議の上、管渠更生工事に支障がないように切断、除去等により適切に処理する。
- 2.10 受注者は、カメラ調査において、設計図及び下水道台帳に記載のない取付管を確認した場合は、地上における取付管の接続元を確認すること。接続元が確認できない不明管については、可能な範囲で閉塞の有無を確認し、その結果を監督員に報告し指示を仰ぐこと。

### 第3節 更生管・耐震対策の仕様

- 3.1 受注者は、管渠更生工事の設計条件と次の条件に基づき更生管の構造計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督員に提出する。
  - (1) 複合管の評価は、既設管渠の残存強度を勘案し、既設管渠と更生材が構造的に一体として、新管と同等以上の耐荷性能及び耐久性等を有すること。
  - (2) 自立管の評価は既設管渠の耐荷能力を見込まないこととし、更生管厚の算定式は、「下水道用硬質塩化ビニル管（J S W A S K-1）」及び「下水道用強化プラスチック複合管（J S W A S K-2）」によるものとする。
  - (3) 荷重は、鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。ただし、水平土圧や活荷重による水平土圧を考慮できる現場条件の場合には水平荷重を見込むことができる。
  - (4) 更生管の構造計算は、終局耐力を評価できる限界状態計算法によるものとする。ただし、J S W A S K-1の外圧試験に基づき申告値以上又は、新管と同等以上の耐荷能力が確認できる場合はこの限りではない。
- 3.2 管渠更生に求められる要求性能は下水道管渠が有すべき基本機能と同等であり、品質確保においては、施工技術が現地条件に適合し適切に施工することが重要である。このため、耐荷性能、耐久性、耐震性能、水理性能、環境安全性能、その他（既設管渠の内面状況、延長、管種、断面について施工可能性の確認）の条件を満たすものとして、公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又は、これと同等以上の品質を有すること。なお、条件については、ガイドラインによるものとする。
- 3.3 受注者は、管渠更生にあたっては、監督員の指示があった場合、更生管の耐震性について確認しなければならない。
- 3.4 地震動の考え方として「重要な幹線等」については、レベル1地震動に対して設計流下能力を確保し、かつ、レベル2地震動に対して流下機能を確保すること。また、「その他の管路」については、レベル1地震動に対して設計流下能力を確保すること。なお、本工事については、「重要な幹線等」とすること。

- 3.5 管渠接続部耐震化工の工法については、公的機関の審査証明が確認できる工法とする。また、施工前に使用工法について監督員の承諾を得てから、施工すること。
- 3.6 本工事の設計内容については、過年度に実施した既設下水道管路施設調査の結果に基づくものであり、現場着手後に施設調査を実施した上、施工内容に相違が生じる場合は監督員と協議を行うものとする。
- 3.7 構造計算及び耐震計算に用いる土質定数等については、監督員の指示によるものとする。

#### 第4節 施工計画

- 4.1 受注者は、選定した工法の技能講習を受け合格した有資格者（主任技術者又は監理技術者との兼務可）を選任して施工計画書に明記するとともに、当該作業中は現場に常駐させなければならない。
- 4.2 受注者は、更生後の内径がφ800mm未満となる取付管口の穿孔等の施工作業にあたる者として、実技研修を伴う技能講習を修了した有資格者等の施工を熟知した技術者（主任技術者又は監理技術者との兼務可）を選任し施工計画書に明記しなければならない。
- 4.3 受注者は本工事で採用する工法が、更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書に明示するとともに、工法選定理由や公的機関における審査証明を施工計画書に明記しなければならない。
- 4.4 受注者は、準備工、片付け工、地先排水の水替え等についても、工事着手前に現場の機器設置スペース及び既設マンホール、柵等の位置を確認し、使用する主要資機材を施工計画書に明記しなければならない。
- 4.5 受注者は、管内の水位上昇に対する中止基準、安全管理等について、施工計画書に明記しなければならない。

#### 第5節 施工管理

- 5.1 受注者は、工事を安全に実施し、かつ、品質を確保するために、スパンごとに、工程、安全・衛生、施工環境について適宜、監督員と協議を行い十分な管理を行う。
- 5.2 受注者は、作業開始後は作業時間内に通水（仮通水を含む）まで完了させる。
- 5.3 受注者は、管理項目を適切に管理するとともに、自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出する。  
なお、自動記録紙は、施工前に監督員に提出し、監督員が押印したものを使用しなければならない。

## 第6節 品質管理

6.1 受注者は、使用する更生材料等の現場搬入、受入れに対して材料等品質に影響が出ないように細心の注意を払うとともに、工事着手前に当該材料等の品質を確認するため、適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督員に提出する。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督員に提出する。

6.2 受注者は、使用する材料が日本工業規格（JIS）や日本下水道協会規格（JSSWAS）等の規格品でない場合は、監督員立会により確認を受けなければならない。

確認方法や数量等については事前に書面で監督員に提出しなければならない。

6.3 受注者は、製管工法の施工時に次の項目について、適切に管理する。

- (1) かん合状態の確認
- (2) 充てん材性状確認
- (3) 充てん材の圧縮強度の確認（注入日毎に1回）
- (4) 充てん材注入圧力
- (5) 充てん材注入量管理
- (6) 完全充てんの確認

なお、充てん材の圧縮強度試験に用いる共試体は、管渠更生時（充てん材注入時）に当該材料を採取して別途成型した供試体を使用する。

圧縮強度試験は、この供試体を用いて所定の日数経過の後、発注者の認めた一般財団法人を含む公的試験機関やISO/IEC 17025認定試験所で行い、その試験結果を監督員に提出すること。供試体はJSC E-F 506に準じて作成する。（1週用4本、4週用4本）

6.4 受注者は、反転・形成工法の施工時においては構築方法別に次の項目について、適切に管理する。

- (1) 熱硬化タイプ
  - 1) 材料挿入（反転・引込）速度
  - 2) 反転時及び拡径時の圧力管理
  - 3) 硬化時の圧力管理
  - 4) 硬化温度管理及び硬化時間管理
  - 5) 冷却養生時間管理
- (2) 光硬化タイプ
  - 1) 材料挿入（引込）速度
  - 2) 拡径時の圧力管理
  - 3) 硬化時の電源管理
  - 4) 硬化時の圧力管理
  - 5) 硬化温度管理及び硬化時間管理
  - 6) 冷却養生時間管理

- (3) 熱形成タイプ
- 1) 材料挿入（引込）速度
  - 2) 蒸気加熱時の温度管理
  - 3) 蒸気加熱時の圧力管理
  - 4) 拡径、冷却時の温度管理
  - 5) 拡径、冷却時の圧力管理
- 6.5 受注者は、実際に現場で更生した更生管の既設マンホール管口に突き出た表面部材を採取し、発注者の認めた一般財団法人を含む公的試験機関やISO/IEC 17025 認定試験所で試験を行わなければならない。その際、以下の点を確認し、その結果を監督員に提出すること。ただし、日本下水道協会のⅡ類資器材として登録されている工法については、認定工場制度における認定工場からの検査証明書類を別途提出することにより、しゅん工時の耐薬品性試験を省略できる。
- (1) 曲げ強さ\*（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
  - (2) 曲げ弾性（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
  - (3) 耐薬品性が規格値を満足していること。  
以下の耐震性能の確認のための引張特性、圧縮特性の試験は、耐震計算を行う必要がある場合に実施する。
  - (4) 引張強さ（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
  - (5) 引張弾性率（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
  - (6) 圧縮強さ（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
  - (7) 圧縮弾性（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
- ※曲げ強さ（短期）は、現場硬化管が硬化していることの確認と耐震性能を満足していることの確認のため、管軸方向に採取した試験片に対して、最大荷重時の曲げ応力度を確認する。

## 第7節 出来形管理

- 7.1 受注者は、更生管の出来形を把握するため、更生管内径及び延長をガイドラインの基準により計測し、その記録を監督員に提出すること。
- 7.2 受注者は、複合管更生工事完了後の更生管厚又は、仕上がり内径が適切であることを次の測定方法によって確認しなければならない。また、更生管の変形、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出する。
- (1) 仕上がり内径の測定は、スパン毎の上下流既設マンホールの管口付近及びスパンの中間部でも1箇所以上行うこと。
  - (2) 測定箇所は更生管の内側中央高さかつ幅の2箇所の仕上がり内径を測定すること。

- (3) 検査基準については、平均内径が設計更生管径を下回らないこととする。  
なお、流下能力は既設管渠と同等以上の水理性能を確保しているものを合格とする。
- 7.3 受注者は、自立管更生工事完了後の更生管厚又は、仕上がり内径が適切であることを次の測定方法によって確認しなければならない。また、管渠の設計強度、耐久性、水理性能を損なうようなシワ、たるみ、剥離、漏水及び異常変色等の欠陥や異常箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出する。
- (1) 更生管渠の測定は、スパン毎の上下流既設マンホールの管口付近にて行うこと。
- (2) 更生管渠の測定箇所は円周上6箇所とする。ただし、マンホール内に更生管渠を突出した状態で更生を完了する場合には、突出し部分の管厚を求めるものとする。
- (3) 更生管厚の検査基準については、6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限は、+20%以内とし測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。  
なお、流下能力は既設管渠と同等以上の水理性能を確保しているものを合格とする。
- (4) 更生管渠の内径については、硬化直後と24時間以降の測定値で差がないことを確認する。
- (5) 更生管厚の測定は、更生管の縫い目を避けて行うものとする。
- 7.4 受注者は、管渠更生工完了時において、管渠内を洗浄し取付け管穿孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいは自走式テレビカメラにより外観検査を行い、その結果を監督員に提出する。なお、テレビカメラの場合、取付け管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認する。
- 7.5 受注者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上材の剥離、ひび割れ等の異常のないことを確認し、その結果を監督員に提出する。また、取付け管口の穿孔仕上げ状態として、既存の取付け管口形態と流下性能を確保し、新たな漏水、浸入水の原因が発生していないことを確認する。
- 7.6 複合管では、構造上充てん材が更生管として部材の一部となることから、充てん材が確実に充てんされていることが、更生管として性能を確保するうえで非常に重要となるため、非破壊で施工済みの更生管の状況（充てん材の充てん状況）を確認できる検査方法が適用できる場合には、施工計画書に盛り込み、これを加えて行うこと。
- 7.7 受注者は、工事記録写真等検査結果、写真等の記録を報告書に添付して監督員に提出する。

## 第8節 提出書類

8.1 受注者は、工事完了時に以下に示す図書を監督員に提出する。

- (1) 竣工図（平面図）
- (2) 管更生諸元表
- (3) 本管用調査記録表
- (4) 事前調査集計表
- (5) 成果表
- (6) 材料表（納品伝票）
- (7) 施工管理
- (8) 充てん材圧力・注入量管理
- (9) 温度管理・圧力管理記録表
- (10) 溶媒から発生するガス濃度測定記録表
- (11) 品質性能試験報告書（試験計画書、更生材の製造証明書等を含む）
- (12) 酸素欠乏等の濃度測定記録表
- (13) 工事写真・映像記録（DVD）
- (14) その他監督員が指示したもの

—以下余白—

施工年度：

工事名：

施工者：

路線番号	～			
測点	～			
既設管種	既設管径	管渠延長		
構造形式	工法区分(分類)	形成(製管)方法		
工法名				
更生材質	仕上り内径	更生延長		
更生厚(上)	更生厚(下)	更生厚(横)		
更生後管底高(上流)	更生後管底高(下流)			
管口耐震化(工法名)	上流管口			
	下流管口			
既設取付管数	取付管の新設可否		可・不可	
《更生断面構造》				

路線番号	～			
測点	～			
既設管種	既設管径	管渠延長		
構造形式	工法区分(分類)	形成(製管)方法		
工法名				
更生材質	仕上り内径	更生延長		
更生厚(上)	更生厚(下)	更生厚(横)		
更生後管底高(上流)	更生後管底高(下流)			
管口耐震化(工法名)	上流管口			
	下流管口			
既設取付管数	取付管の新設可否		可・不可	
《更生断面構造》				

路線番号	～			
測点	～			
既設管種	既設管径	管渠延長		
構造形式	工法区分(分類)	形成(製管)方法		
工法名				
更生材質	仕上り内径	更生延長		
更生厚(上)	更生厚(下)	更生厚(横)		
更生後管底高(上流)	更生後管底高(下流)			
管口耐震化(工法名)	上流管口			
	下流管口			
既設取付管数	取付管の新設可否		可・不可	
《更生断面構造》				

《記入例》				
<既設管種> 陶管：CP ビーム管：HP 塩ビ管：VU、VP				
<更生諸元> 構造形式：自立管、複合管 工法区分(分類)：形成工法、反転工法、製管工法 形成(製管)方法：熱形成、光硬化、熱硬化 複合製管、熱溶接製管				
<更生材質> 鉄筋コンクリート管：RC 不飽和ポリエステル樹脂：UP 高密度ポリエチレン樹脂：PE 硬質塩化ビニル樹脂：PVC 強化プラスチック複合管：FRPM ビニルエステル樹脂：VE ポリプロピレン：PP ※上記以外の材質：正式名、略称を備考欄に記入				

## 藤沢市情報共有システム試行要領【土木工事】（案）

### （目的）

第1条 本要領は、藤沢市が発注する工事等において、受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、情報共有システムを活用するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本要領において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

#### （1）情報共有システム

土木工事において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

#### （2）遠隔臨場

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声を利用し「段階確認」「材料確認」「立会」等を行うもの。遠隔臨場を行うにあたり利用するシステムは、情報共有システムと連携したシステムを前提とする。

#### （3）受注者

発注者と工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいう。なお、監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

#### （4）発注者

受注者と工事情報を相互に交換する立場にある監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）を主にいう。なお、検査員や発注担当所属職員などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

#### （5）工事帳票

神奈川県土木工事共通仕様書（神奈川県県土整備局）で定義する書面をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、情報共有システムによる工事帳票の「発議・提出・受理」などの処理については、工事施工中において工事帳票の変更履歴を記録することにより、「書面」として有効であり紙と同等の原本性を担保できるものとして扱う。

（対象工事）

第3条 藤沢市発注の工事（土木工事）を対象とする。

2 情報共有システムの活用は、発注者の指定により実施する「発注者指定型」とする。ただし、受注者からの希望により情報共有システムのみを実施する場合は、活用を妨げないものとする。

（システム機能要件）

第4条 本要領において使用できる情報共有システムは、次に掲げる要件を満たすものから受発注者で協議のうえ決定する。

（1）「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（国土交通省）（工事請負契約時の最新版）」のうち、次の各号に掲げる条件を必須要件とする（国土交通省 HP「情報共有システム提供者機能要件対応状況一覧表」参照）。

ア 発議書類作成機能

イ ワークフロー機能

ウ 書類管理機能

共有書類管理機能、発議書類管理機能、未発議書類管理機能

エ 工事書類等出力・保管支援機能

（2）工事完了の翌月末までデータのダウンロードが可能なもの。

(情報共有システム利用に係る手続)

第5条 情報共有システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行うものとする。受注者及び発注者は、システム提供者からID及びパスワードを取得するものとする。

(情報共有システム利用に係る費用)

第6条 情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)は、共通仮設費の技術管理費に含まれる。

2 ネットワーク環境、PC及び周辺機器については、受注者、発注者双方で用意することを原則とする。ただし、選定したシステムの条件により、発注者が使用しているネットワーク環境、PC及び周辺機器が利用できない場合は、受注者が用意するものとする。

(対象工事帳票)

第7条 情報共有システムの対象とする工事帳票は、工事打合せ簿とする。また、工事打合せ簿以外の工事帳票についても、受発注者間の協議により、工事打合せ簿に添付し提出できるものとする。

(対象工事帳票の決裁)

第8条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

(遠隔臨場)

第9条 情報共有システムを活用した遠隔臨場を行えるものとする。遠隔臨場の実施については、別に定める(藤沢市遠隔臨場に関する試行要領(案))のとおりとする。

(工事検査)

第10条 情報共有システムで処理した工事帳票等は電子データを利用した検査を原則とする。

(データ保管)

第11条 工事完了検査の終了後、受注者は情報共有システム内の電子データを速やかに保存し発注者へ提出するとともに、適切に保管すること。

(利用上の注意)

第12条 情報共有システムの利用にあたり、以下のことに注意すること。

(1) ID及びパスワードの管理並びに操作端末の管理を徹底し、情報漏洩防止を図ること。また、受注者は情報漏洩が発生した場合又はその疑いがある場合、速やかに発注者へ報告すること。

(2) システムで推奨されている環境(通信速度、CPU、容量等)が整っていることを事前に確認すること。

(その他)

第13条 本要領に定めがない事項に関しては、受発注者間の協議により決定する。

附則

本要領は、令和6年9月30日から適用する。

# 藤沢市遠隔臨場に関する試行要領（案）

2024年9月

## 1.総則

### 1.1 目的

本要領は、藤沢市が発注する公共工事の建設現場において「段階確認」「材料確認」「立会」等を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1) 適用の範囲
- 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保管

### 【解説】

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声を利用し「段階確認」「材料確認」「立会」等を行うものである。

『藤沢市遠隔臨場に関する試行要領（以下、「本要領」という。）』は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や、発注者（監督職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法及び留意点等を示したものである。

遠隔臨場を行うにあたり利用するシステムは、情報共有システムと連携したシステム（以下、「遠隔臨場システム」という。）を前提とするが、Web 会議システムを利用することを妨げるものではない。

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事を、次に列挙する。

- ・段階確認、材料確認又は立会等を映像確認できる工種
- ・本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場

## 1.2 対象工事

藤沢市発注の工事（土木工事）を対象とする。また、遠隔臨場システムの活用は、発注者の指定により実施する「発注者指定型」とする。

### 【解説】

#### <発注者指定型>

遠隔臨場の実施により効率化が見込まれる工事から発注者が指定するものとする。発注者指定型として試行する場合は、「特記仕様書」に発注者指定型の対象工事であることを明示する。

（効率化が見込まれる工事（例））

- ・構造物等の立会頻度が多い工事
- ・施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事

### 1.3 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて『神奈川県土木工事共通仕様書』に定める「段階確認」「材料確認」「立会」等を実施する場合に適用する。

#### 【解説】

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声、遠隔臨場システム等を利用して確認するものである。

ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり、使用製品を限定するものではない。一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。

なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」「材料確認」「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等自発的に実施する行為を妨げるものではない。

#### （1）段階確認

『神奈川県土木工事共通仕様書』「第3編土木工事共通編第1章総則」「第1節総則」「3-1-1-5 監督員による確認及び立会等」に定める「段階確認の臨場」において、「監督員は、設計図書に定められた段階確認において、臨場を机上とすることができる。」事項に該当し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。」事項に該当するものである。

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、Web 会議システム等を利用することにより、監督職員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。なお、監督職員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常どおりの段階確認を実施する。

## (2) 材料確認

『神奈川県土木工事共通仕様書』「第2編材料編第1章一般事項」「第2節工事材料の品質」の「1. 一般事項」及び「4. 見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認を記載したものである。

現物による確認においては、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)と遠隔臨場システム等を利用することにより、監督職員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。なお、監督職員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常どおりの材料確認を実施する。

同仕様書、「第3編 土木工事共通編 第2章一般施工」「第12節 工場製作工(共通)」において、受注者は鋼材に JIS マーク表示のないものについては、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の機器を用いて以下のおり確認するものとする。

- ・鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法の確認
- ・鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認
- ・上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認

## (3) 立会

『神奈川県土木工事共通仕様書』「第1編共通編第1章総則」「第1節総則」「1-1-1-2用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における監督職員が臨場にて行う行為に動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)と遠隔臨場システム等を利用することにより、監督職員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による立会に代えることが出来るものとする。また、立会工種に関しては『神奈川県土木工事共通仕様書』に従うものとする。なお、監督職員が十

分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常どおりの立会を実施する。

#### 1.4 受注者の実施項目

本要領を適用した受注者の実施項目は、次の事項とする。

- 1) 施工計画書の作成
- 2) 使用機器の準備
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施

#### 【解説】

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

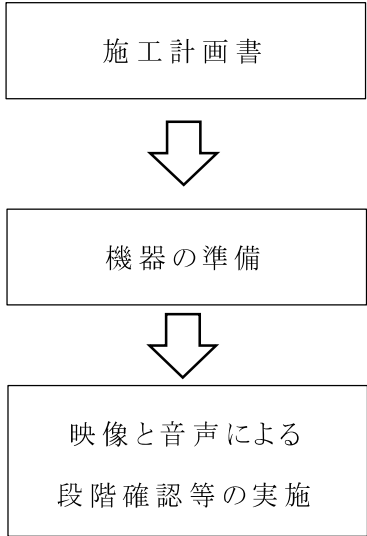
実施手順	受注者の実施項目
 <p>施工計画書</p> <p>↓</p> <p>機器の準備</p> <p>↓</p> <p>映像と音声による 段階確認等の実施</p>	<p>①施工計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」「立会」等の項目</li></ul> <p>②機器の準備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「記録」に関する機器・「配信」に関する機器</li></ul> <p>③段階確認等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事前準備</li><li>・撮影の実施</li></ul>

図 1-1 受注者の実施項目

## 1.5 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督員の確認を受けなければならない。

- 1) 適用種別
- 2) 使用機器と仕様
- 3) 段階確認等の実施

### 【解説】

#### (1) 適用種別

本要領を適用する「段階確認」「材料確認」「立会」等の項目を記載する。

#### (2) 機器構成と仕様

本要領に基づいて使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)と遠隔臨場システム等を記載する。

##### 1) 動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の機器と仕様

現場(臨場)にて使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の機器と仕様を記載する。

##### 2) Web 会議システム等

動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)を監督職員へ配信するために使用する遠隔臨場システム等を記載する。

#### (3) 段階確認等の実施

本要領に基づいた、「段階確認」「材料確認」「立会」等の実施方法を記載する。

## 1.6 発注者の実施項目

本要領を適用した、発注者の実施項目は、次の事項とする。

- 1) 施工計画書の確認
- 2) 遠隔臨場による段階確認等の実施

### 【解説】

監督職員は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

実施手順	受注者の実施項目
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">施工計画書</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px auto;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">機器の準備</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">映像と音声による 段階確認等の実施</div> </div>	<p>①施工計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領を適用する「段階確認」「材料確認」「立会」等の項目</li> <li>・機器構成と仕様 等</li> </ul> <p>②機器の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「段階確認書」「確認・立会依頼書」の受領</li> <li>・確認等の実施</li> </ul>

図 1-2 発注者の実施項目

## 2. 使用機器等

### 2.1 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

#### 【解説】

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器は受注者が準備、運用するものとする。

なお、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）等がある場合には協議するものとする。

### 2.2 機器構成



出典：「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）国土交通省 R4.3」

図 2-1 機器構成（例）

### 2.3 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様

本試行に用いる、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）による映像と音声と Web 会議システム等に関する仕様は、下表のとおりとするが、通信環境及び映像による目的物の判別が可能であることを勘案して、受発注者協議の上、画素数は 640×480 まで、フレームレートは 15fps まで落とすことができるものとする。なお、映像と音声は別々の機器を使用することが出来る。なお、夜間施工等における赤外線カメラや、水中における防水カメラ等の使用を妨げるものではない。

表 2-1 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）

項目	仕様	備考
映像	画素数：1920×1080 以上	カラー、(640×480) 以上
	フレームレート：30fps 以上	(15fps 以上)
音声	マイク：モノラル(1チャンネル) 以上	
	スピーカー：モノラル(1チャンネル) 以上	

### 2.4 遠隔臨場システム等に関する仕様

遠隔臨場システム等に関する仕様を次に示す。なお、遠隔臨場システム等は通信回線速度により自動的に画質等を調整するため、通信回線速度を優先し、転送レート(VBR)は参考とする。

表 2-2 遠隔臨場システム等に関する仕様

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート(VBR)：平均 1Mbps 以上	

### 3. 遠隔臨場による段階確認等の実施

#### 3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

#### 【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員等に実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督職員へ確認する。なお、監督職員による確認・立会の実施時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

##### 1) 段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は段階確認を受けなければならない。

##### 2) 立会依頼

受注者は、設計図書に従って監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督員に提出しなければならない。

### 3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存

受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施し、記録と保存を適切に行う。

#### 【解説】

##### (1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員と動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)や遠隔臨場システム等の状況について確認を行う。また必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

##### (2) 現場(臨場)の確認

現場(臨場)における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は、実施前に現場(臨場)周辺の状況を伝え、監督職員は、周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

##### (3) 実施

受注者は、「工事名」「工種」「確認内容」「設計値」「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について、適宜黒板等を用いて表示する。記録にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員による実施項目の確認を得ること。また終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員による実施結果の確認を得ること。

##### (4) 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信し、必要に応じて実施状況を記録するものとする。なお記録の方法は、使用するPCにて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ等で記録する方法がある。

## 4. 遠隔臨場に必要な費用

### 4.1 費用負担

遠隔臨場を実施するにあたり必要とする費用は、発注者が負担するものとする。

#### 【解説】

##### <費用の算出方法>

試行に係る費用については、試行にかかる費用の全額を実績に基づき変更にて技術管理費に積上げ計上する(ただし、現場管理費、一般管理費等については対象外とする)。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所有する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は国税庁の「耐用年数の適用等に関する取扱通達」を参照  
なお、遠隔臨場に要する費用は当初設計に見込まず、設計変更にて対応するものとする。

##### [費用のイメージ]

- ①撮影機器、モニター機器の賃料(又は損料)
- ②撮影機器の設置費(移設費)
- ③通信費(初期費用, 利用料)
- ④その他(ソフトライセンス代、使用料等)

## 5.留意事項等

### 5.1 留意事項

工事記録映像の活用にあたっては、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) 動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は意識が対象物に集中し、足元等への注意が薄れ事故につながる場合があるため、撮影しながらの移動には十分に留意すること。また、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が配信される場合があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、公的ではない建物の内部等、見られることが予定されていない場所が映り込み、また人物が映っている場合は、当該場所や人物の特定ができないように留意すること。
- (5) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

### 5.2 効果の把握

今後の適正な取り組みに資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について、施工者及び監督職員を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は対応すること。

## 附則

本要領は、令和6年9月30日から施行する。